

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

- 特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件(特許庁五)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通七八九、七九〇)
- 信号符字を点附した件(同七九一)
- 信号符字を取り消した件(同七九一)
- 船舶国籍証書を無効とした件(同七九二)
- 船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件(同七九四)
- 道路に関する件(同七九四)
- (関東地方整備局一七四、一七五)
- 建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件(同一七六、一七七)
- 都市計画に関する件(近畿地方整備局八八)
- 児童福祉法施行令の一部を改正する政令(二八五)
- 防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部を改正する政令(二八六)

## 〔法規的告知〕

## 〔政令〕

## 〔日次〕

七	官 庁	〔公 告〕	諸事項
六	絹土地改良区役員の退任及び就任、分限処分通知書関係	裁判所	相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
二	宮内庁 復興庁 法務省 最高裁判所	会社その他	会社その他
二	〔国会事項〕	八	八
一	〔人事異動〕	九	九
一	〔叙位・叙勲〕	一〇	一〇
一	〔皇室事項〕	一一	一一
一	〔その他告知〕	一二	一二
一	〔官庁報告〕	一二	一二
一	官 庁 事 項	一二	一二
七	○登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示(国土交通省)	六	六
七	○登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示(同)	二	二
七	○近畿地方整備局公示(近畿地方整備局)	一	一
七	○直轄災害復旧事業の完了公告(農林水産省)	一	一

## 〔公 告〕

## 〔官 庁 事 項〕

## 本号で公布された法令のあらまし

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令(政令第二百八十五号)(こども家庭庁)

1 児童相談所設置市に指定する。(第四十五条の二関係)

2 施行期日等

(1) この政令は、令和八年四月一日から施行す

(2) この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。(附則第二項及び第三項関係)

◇防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部を改正する政令(政令第二百八十六号)(防衛省)

1 防衛省の職員の育児時間の請求に係る申出を一般職に属する国家公務員について定められているところの例によることとする。(第一条関係)

2 この政令は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和六年法律第七十九号)の施行の日(令和七年十月一日)から施行する。(附則関係)

政令

児童福祉法施行令の一部を改正する政令を公布する。

御名  
御璽

令和七年八月六日

政令第二百八十五号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令  
内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六

十四号) 第五十九条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

号) の一部を次のよう改定する。  
第四十五条の二中「豊中市」の下に「尼崎市」を加える。

(施行期日) 二〇一九年六月一日（施行日）。

2  
处分等に関する総過措置

童相談所の所長その他の都道府県の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行つて許可、認

可その他の処分若しくは通知その他の行為のう

はこの政令の施行の際現に都道府県知事等に対

て、児童福祉法第五十九条の四第一項、児童虐

十二号) 第十六條又は民間あつせん機関による

養子縁組のあてせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第二百十号）第四十一

条の規定により、この政令の施行後、尼崎市が

令の施行後は、尼崎市長若しくは尼崎市が設置

（以下「尼崎市長等」という）の行つた許可、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は尼崎市長等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

法規的告示

○農林水産省告示第千百八十八号  
日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四  
年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年二月二日法律第百四十九号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての生産行程管理者の認証の技術的基準（令和二年農林水産省告示第五百十二号）の一部を次のように改正し、令和七年九月五日から施行する。

農林水産大臣 小泉進次郎  
（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。)

告二

○文部科学省告示第六十三号  
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十七条第一項の規定に基づき、令和七年八月六日付けをもって次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

名 称	構 造 及 び 形 式	所 在 地
中館家住宅主屋	J R 田沢湖線小岩井駅本屋	木造平屋建、鉄板葺、建築面積八七平方メートル
日本聖公会土浦聖バルナバ教会礼拝堂	日本聖公会土浦聖バルナバ教会礼拝堂	鉄筋コンクリート造平屋建、瓦葺一部銅板葺、建築面積一七五平方メートル
江原本家上毛倉庫二号	江原本家上毛倉庫二号	鉄筋コンクリート造平屋建、瓦葺一部銅板葺、建築面積一七五平方メートル
棟瓦棟	棟瓦棟	三三一平方メートル
江原本家上毛倉庫三号	江原本家上毛倉庫三号	三三一平方メートル
煉瓦棟	煉瓦棟	三三一平方メートル
江原本家上毛倉庫七号	江原本家上毛倉庫七号	三三一平方メートル
棟	棟	三三一平方メートル
旧相川家住宅旧店舗	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積四四平方メートル	木造平屋建、鉄板葺一部瓦葺、建築面積一〇〇
○平方メートル	四六三平方メートル	四六三平方メートル
旧相川家住宅旧店舗	木造平屋建、鐵板葺一部瓦葺、建築面積一〇〇	木造平屋建、鐵板葺、建築面積一五
寺町五 岩手県滝沢市大釜風林 目六一イ一 茨城県土浦市中央一丁 群馬県前橋市表町二丁 群馬県前橋市表町二丁 群馬県前橋市表町二丁 群馬県伊勢崎市三光町 群馬県伊勢崎市三光町	青森県弘前市大字北新 四八八一 岩手県滝沢市大釜風林 目六一イ一 茨城県土浦市中央一丁 群馬県前橋市表町二丁 群馬県前橋市表町二丁 群馬県前橋市表町二丁 群馬県伊勢崎市三光町 群馬県伊勢崎市三光町	寺町五 岩手県滝沢市大釜風林 目六一イ一 茨城県土浦市中央一丁 群馬県前橋市表町二丁 群馬県前橋市表町二丁 群馬県前橋市表町二丁 群馬県伊勢崎市三光町 群馬県伊勢崎市三光町





興國寺坐禪堂	興國寺開山堂	興國寺方丈	興國寺大門	明專寺鐘樓門
木造平屋建、瓦葺、建築面積七八平方米メートル	木造平屋建、瓦葺、建築面積一七二二平方米メートル	木造平屋建、瓦葺、間口三・九メートル	木造平屋建、瓦葺、間口三・九メートル	木造平屋建、瓦葺、建築面積二七二二平方米メートル
和歌山県日高郡由良町 一大字門前字三光坪八〇	和歌山県日高郡由良町 一大字門前字三光坪八〇	和歌山県日高郡由良町 一大字門前字三光坪八〇	和歌山県日高郡由良町 一大字門前字三光坪八〇	和歌山県日高郡由良町 一大字門前字三光坪八〇
木造平屋建、瓦葺、建築面積一七二二平方米メートル	木造平屋建、瓦葺、建築面積一一〇〇平方米メートル	木造平屋建、瓦葺、建築面積一一〇〇平方米メートル	木造平屋建、瓦葺、建築面積一一〇〇平方米メートル	木造平屋建、瓦葺、建築面積一一〇〇平方米メートル
木造平屋建、瓦葺、建築面積五九平方米メートル	木造平屋建、瓦葺、建築面積五一平方米メートル	木造平屋建、瓦葺、建築面積二二平方米メートル	木造平屋建、瓦葺、建築面積二二平方米メートル	木造平屋建、瓦葺、建築面積二二平方米メートル
木造平屋建、茅葺、建築面積五九平方米メートル	木造平屋建、茅葺、建築面積五一平方米メートル	木造平屋建、茅葺、建築面積二二平方米メートル	木造平屋建、茅葺、建築面積二二平方米メートル	木造平屋建、茅葺、建築面積二二平方米メートル
木造二階建、瓦葺、建築面積六九平方米メートル	木造二階建、瓦葺、建築面積六九平方米メートル	木造二階建、瓦葺、建築面積六九平方米メートル	木造二階建、瓦葺、建築面積六九平方米メートル	木造二階建、瓦葺、建築面積六九平方米メートル
木造二階建、茅葺、建築面積五一平方米メートル	木造二階建、茅葺、建築面積五一平方米メートル	木造二階建、茅葺、建築面積五一平方米メートル	木造二階建、茅葺、建築面積五一平方米メートル	木造二階建、茅葺、建築面積五一平方米メートル
木造中門付、瓦葺、間口一・九メートル	木造中門付、瓦葺、間口一・九メートル	木造中門付、瓦葺、間口一・九メートル	木造中門付、瓦葺、間口一・九メートル	木造中門付、瓦葺、間口一・九メートル
木造二階建、瓦葺、建築面積二四八二平方米メートル	木造二階建、瓦葺、建築面積二四八二平方米メートル	木造二階建、瓦葺、建築面積二四八二平方米メートル	木造二階建、瓦葺、建築面積二四八二平方米メートル	木造二階建、瓦葺、建築面積二四八二平方米メートル
木造二階一部平屋建、瓦葺、一部鉄板葺、建築面積三三二二平方メートル	木造二階一部平屋建、瓦葺、一部鉄板葺、建築面積三三二二平方メートル	木造二階一部平屋建、瓦葺、一部鉄板葺、建築面積三三二二平方メートル	木造二階一部平屋建、瓦葺、一部鉄板葺、建築面積三三二二平方メートル	木造二階一部平屋建、瓦葺、一部鉄板葺、建築面積三三二二平方メートル
煉瓦造、間口四・〇メートル、左右脇門付	○平方メートル	○平方メートル	○平方メートル	○平方メートル
貞光劇場	香川県立高等学校(旧善通寺第一高女学校)	尾道警察署機社屋(旧後藤鉱泉所店舗兼工場)	瀬崎家住宅表門	明專寺鐘樓門
香川県立高等学校(旧善通寺第一高女学校)	尾道警察署機社屋(旧後藤鉱泉所店舗兼工場)	瀬崎家住宅表門	瀬崎家住宅北藏	瀬崎家住宅南藏
貞光劇場	香川県立高等学校(旧善通寺第一高女学校)	尾道警察署機社屋(旧後藤鉱泉所店舗兼工場)	瀬崎家住宅表門	明專寺鐘樓門
甲一二二七七	愛媛県今治市大西町脇	香川県善通寺市文京町	香川県善通寺市向島町	明專寺鐘樓門



○文部科学省告示第六十六号  
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第五十九条第一項の規定に基づき、令和七年八月六日付けをもつて次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。  
令和七年八月六日

文部科学大臣 阿部 俊子	在地	所 在 地	関 係 告 示	名 称
宮崎県日南市南郷町中村字倉崎七一〇五	宮崎県日南市南郷町中村字倉崎七一〇五	平成三十一年文部科学省告示第五十七号	鞍崎灯台	

## ○特許庁告示第五号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月六日

規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。
一 【略】	一 【略】
二 シンガポール知的所有権庁	二 シンガポール知的所有権庁
二十六万四千円	二十五万四千八百円
三 【略】	三 【略】

## 附 則

- 1)の告示は、令和七年九月一日から施行する。
- 2)の告示による改正後の規定は、1)の告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について、なお従前の例によれる。

## ○国土交通省告示第七百八十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始すら、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和七年八月六日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年八月六日

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日  
東九州自動車 宮崎市大字生目字池ノ内三六七一番一から同市清武町大 令和七年八月七日六時

○国土交通省告示第七百九十号  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和七年八月六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。  
令和七年八月六日

国土交通大臣 中野 洋昌	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北関東自動車道	太田市上強戸町一一六六番一一	最大四九 最小四五	五二

## ○国土交通省告示第七百九十一号

次の信号符号を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第一四四号）第十九条の規定により告示する。

令和七年八月六日

信号符号	船 舶	船 名	点 附	年 月 日	後	前	変更前	敷地の幅員	延長
7 K O Y	14453	飛鳥 I I I	7.	5. 7	J D 5523	144903	双葉丸	7. 6. 6	
7 K Q O	144769	KURIKOMA	7.	5. 7	J D 5521	144901	はまかぜ	7. 6. 9	
J D 5507	144880	海玲丸	7.	5. 12	J D 5550	144947	新生丸	7. 6. 10	
J D 5535	144919	第二十六觀力丸	7.	5. 12	J D 5493	144861	第二十七浜吉丸	7. 6. 26	
J D 5538	144928	T A I Y O	7.	5. 13	J D 5530	144913	第二十八浜吉丸	7. 6. 26	
J D 5568	144972	第七清寿	7.	5. 14	J D 5568	144972	第七清寿	7. 6. 26	
7 K Q P	144770	G E N T A M A	7.	5. 14	J D 5546	144788	さんふらわあ ぴりか	7. 6. 13	
7 K R U	144791	愛知丸	7.	5. 15	J D 5534	144918	聖白	7. 6. 17	
7 K H B	143829	O N E M A X I M	7.	5. 16	J D 5521	144901	泉寿丸	7. 6. 23	
7 K R M	144845	第三十八日昇丸	7.	5. 16	J D 5532	144916	龍王	7. 6. 23	
7 K R V	144871	S O L E X P L O R E R	7.	5. 19	J K S P	144922	ONE HELS	7. 6. 25	
J D 3683	142170	第五十三栄宝丸	7.	5. 21	J N K I	144922	I N K I	7. 6. 25	
J D 5516	144894	そうめい	7.	5. 21	J A Y U	129786	もとうら	7. 5. 1	
J D 5551	144948	Z L C 風神丸	7.	5. 22	J H 2697	119858	第八海勢丸	7. 5. 1	
J D 5531	144914	正清	7.	5. 23	J M 6714	136865	第十二晶惠丸	7. 5. 2	
J K S X	144950	O N E M A J E S T Y	7.	5. 28	J M S H	130744	第十一太陽丸	7. 5. 7	
J D 5490	144855	第五十五富美丸	7.	5. 28	J R R F	130931	第三明神丸	7. 5. 8	
J D 5544	144938	東華丸	7.	5. 28	J M 5978	130480	第二昇運丸	7. 5. 8	
J K S S	144925	O N E M A T R I X	7.	5. 29	J K 5579	136119	白鳳丸	7. 5. 9	
J D 5471	144825	大和	7.	6. 2	J G 5323	134962	はたかぜ	7. 5. 13	
J D 5554	144956	明鶴	7.	6. 2	J M 5900	132584	第二龍王丸	7. 5. 13	
					J K 5156	132566	おれんじまーきゅ	7. 5. 14	

○国土交通省告示第七百九十一号  
次の信号符号を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第一四四号）第十九条の規定による告示する。

令和七年八月六日

令和7年8月6日 水曜日

J E Z R	131494	第三十八高豊丸	7. 5. 16	J M6631	136839	翔鶴	7. 6. 10		
J G 5055	132843	北辰丸	7. 5. 16	J J 3672	129258	第五昭栄丸	7. 6. 12		
J M4109	120819	旭丸	7. 5. 19	J G 5609	136961	泉翔	7. 6. 17		
J M4111	120821	第三旭丸	7. 5. 19	J K 4720	129623	フェリーロザリオ	7. 6. 17		
J D2568	140683	第三004いかり丸	7. 5. 21	J K 5492	134756	第三大共丸	7. 6. 18		
J M3543	116953	かもめ丸	7. 5. 21	J M6604	136823	明山丸	7. 6. 18		
J K5479	134793	東央丸	7. 5. 22	J G 5257	134005	第七まこと丸	7. 6. 20		
J D2283	140354	鶴明丸	7. 5. 23	J G 5427	135211	ひなぎく	7. 6. 23		
J D2100	140159	風神丸	7. 5. 26	7 K L X	144282	QUEEN BE	7. 6. 24		
J D2112	140172	三泰丸	7. 5. 27	J H3465	135665	マリック	7. 6. 24		
J E3073	130533	うとう丸	7. 5. 27	J G 5150	133722	第五青峰丸	7. 6. 30		
J L6377	135061	第十八長栄丸	7. 5. 27	J K 4813	125849	第二十五都丸	7. 6. 30		
J R S J	131914	第三十一岬洋丸	7. 5. 28	○圖十枚煙燻加標第七四九十九號		後			
J P T X	137173	エネルギーフロンティア	7. 5. 29	次の船舶国籍證書を無効としたので、船舶法施行規則(明治三十一年通商省令第114号)第四十一条第二項の規定による旨示す。		C B A			
J L6479	135514	第七十八親力丸	7. 5. 29	○圖十枚煙燻加標第七四九十九號		一六・〇九・一〇九・一〇			
J E3090	132241	第三源榮丸	7. 6. 2	次のようによつて、道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。		一六・〇九・一〇九・一〇			
J G5558	136954	あらた	7. 6. 3	○関東地方整備局告示第百七十五号		一〇・二七・一・四・六五			
J E Q E	127688	ふそう	7. 6. 4	○関東地方整備局告示第百七十五号		メートル			
J M6068	132626	第三十一勝丸	7. 6. 4	○関東地方整備局告示第百七十五号		キロメートル			
J C S I	130306	第十五東栄丸	7. 6. 5	○関東地方整備局告示第百七十五号		上記A・B及びC			
J F Z Q	131101	第六東栄丸	7. 6. 5	○関東地方整備局告示第百七十五号		番まで			
J K4900	131784	さんよう	7. 6. 5	○関東地方整備局告示第百七十五号		一〇・一三三			
J T Q V	142105	B R I L L I A N T A D V A N C E	7. 6. 10	○関東地方整備局告示第百七十五号		一〇・八〇六			
J H3380	134428	第二藤成丸	7. 6. 10	○関東地方整備局告示第百七十五号		一〇・九五八			
○國土交通省告示第七四九十九號									
船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ五第一項の規定に基いて、令和七年七月十八日付けをもつて次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第十一条の規定に基いて、告示する。									
令和七年八月六日									
国土交通大臣 中野 洋輔									
型式承認番号 物件の名称 物件の型式 製造者の名称 製造者 の 住 所									
第5825号 影響式救命いかだ J型 藤倉コンボジット 東京都品川区西五反田八丁目4番13号五反田JPビル ディング									
第5826号 FRN-SN-10 J型									
第5827号 FRN-SN-15 J型									
第5828号 FRN-SN-20 J型									
第5829号 FRN-SN-25 J型									
四 収用の部分 大阪府茨木市大住町、戸伏町、末広町、中村町及び寺田町地内 使用の部分 大阪府茨木市戸伏町地内									
近畿地方整備局長 齋藤 博之									
一 施行者の名称 大阪府									
二 都市計画事業の種類及び名称 北部大阪都市計画道路事業三・四・二百十一号茨木寝屋川線									
三 事業施行期間 自令和七年八月六日至令和二十二年三月三十一日									
四 事業地									
五 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基いて、次のとおり告示する。									
令和七年八月六日									
別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定期の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。									
○近畿地方整備局告示第八十八号									
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基いて、次のとおり告示する。									
令和七年八月六日									
別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定期の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。									
○近畿地方整備局告示第八十八号									
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基いて、次のとおり告示する。									
令和七年八月六日									
別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定期の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。									
○近畿地方整備局告示第八十八号									
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基いて、次のとおり告示する。									
令和七年八月六日									
別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定期の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。									
○近畿地方整備局告示第八十八号									
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基いて、次のとおり告示する。									
令和七年八月六日									
別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定期の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。									
○近畿地方整備局告示第八十八号									
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基いて、次のとおり告示する。									
令和七年八月六日									
別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定期の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。									
○近畿地方整備局告示第八十八号									
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基いて、次のとおり告示する。									
令和七年八月六日									
別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定期の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。									
○近畿地方整備局告示第八十八号									
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基いて、次のとおり告示する。									
令和七年八月六日									
別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定期の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。									
○近畿地方整備局告示第八十八号									
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基いて、次のとおり告示する。									
令和七年八月六日									
別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定期の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。									
○近畿地方整備局告示第八十八号									
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基いて、次のとおり告示する。									
令和七年八月六日									
別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定期の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。									
○近畿地方整備局告示第八十八号									
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基いて、次のとおり告示する。									
令和七年八月六日									
別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定期の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。									
○近畿地方整備局告示第八十八号									
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基いて、次のとおり告示する。									
令和七年八月六日									
別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定期の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。									
○近畿地方整備局告示第八十八号									
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基いて、次のとおり告示する。									
令和七年八月六日									
別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定期の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。									
○近畿地方整備局告示第八十八号									
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基いて、次のとおり告示する。									
令和七年八月六日									
別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定期の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。									
○近畿地方整備局告示第八十八号									
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基いて、次のとおり告示する。									
令和七年八月六日									
別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定期の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。									
○近畿地方整備局告示第八十八号									
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基いて、次のとおり告示する。									
令和七年八月六日									
別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定期の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。									
○近畿地方整備局告示第八十八号									
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基いて、次のとおり告示する。									
令和七年八月六日									
別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定期の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。									
○近畿地方整備局告示第八十八号									
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基いて、次のとおり告示する。									
令和七年八月六日									
別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定期の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。									
○近畿地方整備局告示第八十八号									
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基いて、次のとおり告示する。									
令和七年八月六日									
別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令									



# 叙位・叙勳

○叙位

(愛媛大学名誉教授)

正四位に叙する

北畠 盛喜

田中 道春

依田 光彌

前田 道雄

田邊 信介

正七位に叙する

久木田清文

深野 哲也

山本 敏正

正七位に叙する(各通)

青木恵一郎

香川 慎吾

佐々木 浩

正七位に叙する(各通)(以上七月三日)

桂 太郎

白木 利幸

正七位に叙する(各通)(以上七月四日)

(群馬県富岡市立水産学校)

振興整備組合消防司令

正七位に叙する(七月五日)

正七位に叙する(各通)(以上六月三十日)

田邊 信介

名島 義文

旭日单光章を授ける(七月二日)

(愛媛大学名誉教授)

瑞宝中綬章を授ける

瑞宝小綬章を授ける

瑞宝單光章を授ける(各通)

池田 洋

伊堂寺 操

田中 道春

安部 俊三

旭日双光章を授ける

(北海道妹背牛町長)

田中 一典

萩原 俊幸

正七位に叙する(各通)(以上六月三十日)

田邊 信介

名島 義文

旭日单光章を授ける(以上六月三十日)

栗原 三郎

渡邊 美夫

正七位に叙する(各通)

今井 崇

栗原 三郎

正六位に叙する(各通)

甲賀市議会議員

正六位に叙する(各通)

今井 崇

栗原 三郎

正六位に叙する(各通)

## 近畿地方整備局公示

道路法(昭和11七年法律第百八十号)第三十一条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するにいたして、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和7年8月6日から1週間一般の縦覧に供する。

(一) 令和7年8月6日  
 (二) 路線の種類 一般国道  
 (三) 占用を制限する区域 九号

近畿地方整備局長 齋藤 博之

区	域	備考
福知山市字上小田小字八幡1六八四番1地内		
福知山市三和町菟原下小字柏田八一八番2地内		
制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く)	
	ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。	
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限するにあたり、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。	
(六) 占用の制限の開始の期日	令和7年8月11日	
(七) 図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所	

## 直轄災害復旧事業の完了公告

下記に掲げる直轄災害復旧事業は、令和7年6月26日をもって完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

令和7年8月6日

農林水産大臣 小泉進次郎  
記

令和5年発生 直轄災害復旧事業 筑後川下流  
(佐賀)地区

## 公 告

## 諸事項

## 絹土地改良区役員の退任及び就任の公告

栃木県及び茨城県の区域の一部を地区とし、栃木県小山市に事務所を有する絹土地改良区から役員の退任及び就任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第19項、第124条及び第136条の4の規定に基づき公告する。

令和7年8月6日

関東農政局長 安東 隆

## 1 退任

役職	氏名	住 所
理事	曾離 康一	栃木県小山市大字梁1222番地
"	田村 豊	栃木県小山市大字高崎750番地
"	添野 一美	栃木県小山市大字延島2611番地
"	宮崎 次男	栃木県小山市大字中島1141番地
"	仁平 定一	栃木県小山市大字延島新田384番地
"	藤沼 孝夫	栃木県下野市網坂599番地
"	須藤 伸	栃木県小山市大字梁167番地
"	石島 一夫	栃木県小山市大字福良307番地2
"	菊地 代久	栃木県小山市大字福良581番地2
"	蓬田 勝美	栃木県小山市大字延島755番地
"	吉田 龍男	栃木県小山市大字田川240番地
"	北條 和幸	茨城県結城市大字結城3767番地
監事	細野 正典	栃木県小山市大字中河原249番地
"	澤邊 幸一	栃木県小山市大字福良2173番地3

" 藤沼 隆雄 栃木県小山市大字延島1517番地  
 " 赤木圭一郎 茨城県結城市大字結城8623番地3

## 2 就任

役職	氏名	住 所
理事	落合 聰	栃木県小山市大字高崎153番地
"	渡辺 範之	栃木県小山市大字中河原339番地
"	小島 祐一	栃木県小山市大字梁764番地
"	田中 重一	栃木県小山市大字梁1472番地
"	谷島 一男	栃木県小山市大字中島1081番地
"	柿木 慎夫	栃木県小山市大字福良2134番地
"	杉山 三善	栃木県小山市大字延島1150番地
"	上野 茂	栃木県小山市大字延島新田570番地
"	小島 洋一	茨城県結城市大字結城2978番地
"	吉田 龍男	栃木県小山市大字田川240番地
"	蓬田 勝美	栃木県小山市大字延島755番地
監事	添野 光一	栃木県小山市大字延島2248番地
"	須藤 幸男	栃木県小山市大字福良793番地4
"	上野 明宏	栃木県小山市大字高崎1242番地
"	赤木圭一郎	茨城県結城市大字結城8623番地3

## 分限処分通知書

第7特科連隊第2特科大隊第3射撃中隊  
一般陸曹候補生陸士長 上月 貫暉  
自衛隊法第42条第3号の規定により分限処分として、下記のとおりに処する。

記

## 処分内容：分限免職

令和7年8月6日

第7特科連隊長 1等陸佐 西崎 心

1 この処分を受けた者は、これに不服がある場合には、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対して審査請求する

ことができる。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。

2 この処分についての処分の取消しの訴えは、審査請求に対する防衛大臣の裁決を経た後でなければ提起することができない。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、防衛大臣の裁決を経ないので、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(1) 審査請求があつた日から3月を経過しても、防衛大臣の裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する防衛大臣の裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる)、提起しなければならない。ただし、この期間内であっても、防衛大臣の裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができない。

## 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出してください。

## 令和7年(家)第80717号

大阪府大阪市平野区喜連東4丁目3番15—106号

申立人 岡嶋 清美

本籍大阪府大阪市旭区清水3丁目17番地、最後の住所大阪府寝屋川市高宮栄町25番9号

202号、死亡の場所大阪府寝屋川市、死亡年月日推定令和6年7月22日、出生の場所大阪府守口市、出生年月日昭和38年5月6日、職業不明

被相続人 亡嶋脇 秀樹

大阪市中央区北浜1—1—20三ツ星ビル7階

相続財産清算人 弁護士 長谷川 裕

催告期間満了日 令和8年3月17日

大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第4165号**  
大阪府堺市堺区七道東町182番地3-313号  
申立人 松村 健  
本籍大阪府八尾市本町6丁目75番地、最後の住所大阪府羽曳野市向野2丁目5番30号 クランコート羽曳野式番館、死亡の場所大阪府羽曳野市、死亡年月日令和7年1月15日、出生の場所大阪府八尾市、出生年月昭和44年7月1日、職業無職  
被相続人 亡 時野 浩司  
事務所大阪市中央区本町1丁目7番7号 ワキタ堺筋本町ビル2階  
相続財産清算人 弁護士 角石紗恵子  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
大阪家庭裁判所堺支部

**令和7年(家)第170号**  
東京都港区浜松町2丁目3番1号  
申立人 オリックス債権回収株式会社  
本籍愛媛県今治市北宝来町1丁目5番地6、最後の住所愛媛県今治市別宮町2丁目1番地20ハイツきらら202号、死亡の場所愛媛県今治市、死亡年月日令和2年12月16日、出生の場所愛媛県温泉郡立岩村、出生年月日昭和10年3月6日、職業無職  
被相続人 亡 津山美佐子  
佐賀県武雄市武雄町大字富岡7779番地  
申立人 中尾 中  
本籍佐賀県武雄市武内町大字梅野乙14499番地、最後の住所佐賀県武雄市武内町大字梅野14499番地、死亡の場所佐賀県佐賀市、死亡年月日令和7年4月29日、出生の場所台湾台中州員林郡大庄村、出生年月日昭和9年10月2日、職業無職  
被相続人 亡 五月女ツヤ子  
事務所旭川市6条通8丁目37番地22 68ビル4階 大箸法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 小関 亜耶  
催告期間満了日 令和8年2月28日  
旭川家庭裁判所

**令和7年(家)第2035号**  
福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号  
申立人 福岡県信用保証協会  
本籍福岡県三井郡大刀洗町大字鶴木113番地4、最後の住所福岡県三井郡大刀洗町大字鶴木113番地4、死亡の場所佐賀県鳥栖市、死亡年月日令和6年3月12日、出生の場所福岡県三井郡大刀洗町、出生年月日昭和34年4月23日、職業無職  
被相続人 亡 黒岩 信夫  
福岡県久留米市六ツ門町21番地6 久留米東町公園ビル301久留米第一法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 紫藤 拓也  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
福岡家庭裁判所久留米支部

**令和7年(家)第2036号**  
東京都千代田区大手町1丁目9番4号  
申立人 株式会社日本政策金融公庫

本籍佐賀県佐賀市巨勢町大字高尾329番地5、最後の住所福岡県小郡市八坂576番地、死亡の場所福岡県小郡市、死亡年月日令和6年8月19日、出生の場所佐賀県佐賀市、出生年月日昭和30年3月9日、職業飲食店経営  
被相続人 亡 古賀 秀紀  
福岡県久留米市西町1201番地2 2階筑後リバー総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 角倉 潔  
催告期間満了日 令和8年2月27日  
福岡家庭裁判所久留米支部

**令和7年(家)第80006号**  
佐賀県武雄市武雄町大字富岡7779番地  
申立人 中尾 中  
本籍佐賀県武雄市武内町大字梅野乙14499番地、最後の住所佐賀県武雄市武内町大字梅野14499番地、死亡の場所佐賀県佐賀市、死亡年月日令和7年4月29日、出生の場所台湾台中州員林郡大庄村、出生年月日昭和7年3月3日、職業無職  
被相続人 亡 五月女ツヤ子  
事務所旭川市6条通8丁目37番地22 68ビル4階 大箸法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 小関 亜耶  
催告期間満了日 令和8年2月28日  
旭川家庭裁判所

**令和7年(家)第4013号**  
長崎県諫早市東小路町7番1号  
申立人 諫早市  
本籍長崎県長崎市銅座町59番地、最後の住所長崎県諫早市森山町慶師野646番地2、死亡の場所長崎県諫早市、死亡年月日平成29年6月10日、出生の場所長崎県長崎市、出生年月日昭和14年10月9日、職業不詳  
被相続人 亡 中村 英子  
長崎市戸石町500番地614  
相続財産清算人 司法書士 川端 辰長  
催告期間満了日 令和8年2月28日  
長崎家庭裁判所諫早出張所

**令和7年(家)第256号**  
鹿児島市紫原6丁目24番11号スピカ33-405号  
申立人 濑戸 賢一  
本籍鹿児島県鹿児島市金生町3番地11、最後の住所鹿児島市日之出町14番19号、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日平成28年5月9日、出生の場所鹿児島県鹿児島市、出生年月日昭和27年11月12日、職業不詳  
被相続人 亡 児玉 正清

事務所鹿児島市鴨池新町21番1号町田ビル301号室  
相続財産清算人 司法書士 宮内 達郎  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
鹿児島家庭裁判所

**令和7年(家)第9051号**  
旭川市3条通9丁目1704番地1 TKフロンティアビル7階 法テラス旭川法律事務所  
申立人 西田 更良  
本籍北海道上川郡上川町花園町70番地、最後の住所北海道上川郡上川町花園町71番地、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日令和6年10月2日、出生の場所東京都豊島区、出生年月日昭和40年11月9日、職業会社員  
被相続人 亡 堀井 重也  
事務所山形県鶴岡市本町3丁目2番3号 池田法律税務事務所  
相続財産清算人 弁護士 池田 德博  
催告期間満了日 令和8年2月20日  
山形家庭裁判所鶴岡支部

**令和7年(家)第3068号**  
茨城県古河市下大野2248番地  
申立人 古河市長 針谷 力  
本籍栃木県小山市大字東野田1366番地3、最後の住所茨城県古河市柳橋2番地5、死亡の場所茨城県古河市、死亡年月日令和3年7月3日、出生の場所群馬県太田市、出生年月日昭和25年11月12日、職業不明  
被相続人 亡 江原伊三男  
事務所茨城県古河市東本町1丁目4番1号下山司法書士行政書士事務所  
相続財産清算人 司法書士 下山 竜二  
催告期間満了日 令和8年2月25日  
水戸家庭裁判所下妻支部

**令和7年(家)第20039号**  
栃木県栃木市万町9番25号  
申立人 栃木市長 大川 秀子  
本籍栃木県栃木市蘭部町3丁目860番地、最後の住所栃木県栃木市蘭部町3丁目7番22号、死亡の場所栃木県下都賀郡壬生町、死亡年月日令和3年4月9日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和31年11月7日、職業不明  
被相続人 亡 内田 晴久  
栃木県小山市駅東通り3丁目33番地11 おやま法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 小野民樹子  
催告期間満了日 令和8年2月20日  
宇都宮家庭裁判所栃木支部

## 令和7年(家)第20035号

栃木県佐野市葛生西2丁目3番11号

申立人 吉澤 恵子

本籍栃木県佐野市葛生西2丁目2928番地、最後の住所栃木県佐野市葛生西2丁目3番13号、死亡の場所栃木県佐野市、死亡年月日令和7年2月14日、出生の場所栃木県安蘇郡葛生町、出生年月日昭和19年6月28日、職業無職

被相続人 亡 鈴木 和子

事務所栃木県足利市大橋町2丁目1819番地1  
皐月法律事務所

相続財産清算人 弁護士 星澤 栄一

催告期間満了日 令和8年2月15日

宇都宮家庭裁判所足利支部

## 令和7年(家)第20007号

群馬県伊勢崎市境下渕名1081番地8

申立人 笹本 励

本籍群馬県伊勢崎市日乃出町1345番地2、最後の住所群馬県伊勢崎市日乃出町1345番地2、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和4年6月26日、出生の場所群馬県伊勢崎市、出生年月日昭和47年7月25日、職業派遣社員

被相続人 亡 笹本 純久

事務所群馬県前橋市古市町1-50-1 吉野屋ビル303 新前橋法律事務所

相続財産清算人 弁護士 林 浩平

催告期間満了日 令和8年2月16日

前橋家庭裁判所

## 令和6年(家)第30126号

千葉県千葉市美浜区打瀬2丁目23番地 パティオス19番街1-610号

申立人 放生 知晃

本籍神奈川県横浜市中区西之谷町82番地、最後の住所千葉県千葉市美浜区真砂1丁目11番5棟105号、死亡の場所千葉県千葉市緑区、死亡年月日令和6年1月31日、出生の場所中華民国上海、出生年月日昭和16年2月15日、職業無職

被相続人 亡 木村 禮

事務所千葉市中央区中央3丁目10番4号マーキュリー千葉6階 すみれ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 達矢

催告期間満了日 令和8年3月17日

千葉家庭裁判所

## 令和7年(家)第30198号

東京都千代田区大手町1丁目9番4号

申立人 株式会社日本政策金融公庫

本籍山形県飽海郡遊佐町比子字青塚25番地1、最後の住所千葉県習志野市大久保4丁目12番33-108号、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和5年1月4日、出生の場所山形県酒田市、出生年月日昭和45年11月9日、職業会社役員

被相続人 亡 田村 憲

事務所千葉市中央区中央3丁目10番6号北野京葉ビル3階けやき総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田部井宏明

催告期間満了日 令和8年3月13日

千葉家庭裁判所

## 令和7年(家)第30165号

千葉県市川市東国分1-23-10

申立人 小原由美子

本籍東京都墨田区緑3丁目2番地1、最後の住所千葉県鎌ヶ谷市東初富3丁目25番3号、死亡の場所千葉県鎌ヶ谷市、死亡年月日令和6年12月10日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和32年4月21日、職業無職

被相続人 亡 小原 京子

事務所千葉県松戸市松戸1281-29 京阪松戸ビル5階 東葛総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 福富美穂子

催告期間満了日 令和8年3月15日

千葉家庭裁判所松戸支部

## 令和7年(家)第357号

千葉県香取市森戸428番地

申立人 藤田 忠男

本籍千葉県香取市森戸444番地、最後の住所千葉県香取市森戸436番地1、死亡の場所千葉県佐倉市、死亡年月日令和6年8月14日、出生の場所千葉県佐原市、出生年月日昭和33年5月9日、職業無職

被相続人 亡 藤田 恵一

事務所千葉市中央区本千葉町1番1号日土地千葉中央ビル5階 コンパサーレ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 上田 優子

催告期間満了日 令和8年2月27日

千葉家庭裁判所佐原支部

## 令和7年(家)第70937号

千葉県市川市南八幡3丁目5番16号

申立人 株式会社平和住宅

本籍東京都世田谷区祖師谷5丁目47番、最後の住所東京都世田谷区成城4丁目23番23号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和6年7月1日頃から10日頃までの間、出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和30年2月13日、職業無職

被相続人 亡 木村 紘子

事務所東京都千代田区神田神保町3丁目23番地新聞之新聞ビル305号室 菅野綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 菅野 光明

催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第70996号

東京都渋谷区神宮前3丁目27番13号

申立人 高橋 良子

本籍東京都渋谷区神宮前3丁目244番地、最後の住所東京都練馬区関町南4丁目14番53号慈雲堂内科病院、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日令和7年2月10日、出生の場所東京都豊多摩郡千駄ヶ谷町、出生年月日昭和6年5月17日、職業不詳

被相続人 亡 小野田けい子

事務所東京都渋谷区代々木1丁目30番14号天翔代々木ANNEXビル011号室 安永山元法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山元 裕子

催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第71148号

福島県いわき市平谷川瀬字吉野作128番地の1

申立人 鈴木 由恵

本籍茨城県水戸市天王町3番、最後の住所東京都杉並区桃井4丁目9番3号第1桃井荘103、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日令和4年8月25日、出生の場所福島県平市、出生年月日昭和19年7月15日、職業不明

被相続人 亡 鈴木 幸夫

事務所東京都千代田区神田須田町1丁目13番8号加納ビル4階 東京まどか法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小島 伸夫

催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第71292号

東京都目黒区自由が丘1丁目22番3号ヴェントゥーノ201

申立人 山田 弘子 外3名

本籍東京都葛飾区立石3丁目56番地、最後の住所不詳、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日平成14年7月5日、出生の場所東京本市本所区、出生年月日昭和14年11月8日、職業不明

被相続人 亡 皆川 文雄

事務所東京都千代田区丸の内3丁目4番2号新日石ビル10階 田辺総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 上中 綾子

催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第90423号

東京都新宿区早稲田鶴巻町303番地セレーナ早稲田303号室

申立人 姫野史保里

本籍東京都立川市曙町3丁目5番、最後の住所東京都立川市曙町3丁目5番16号、死亡の場所東京都立川市、死亡年月日令和6年2月21日ころから29日ころまでの間、出生の場所東京都立川市、出生年月日昭和42年4月11日、職業教師

被相続人 亡 櫻井 和茂

事務所東京都日野市多摩平1丁目11番地の4かたくり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山本 英司

催告期間満了日 令和8年2月20日

東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年(家)第90557号

東京都渋谷区富ヶ谷2丁目29番10号-116号

申立人 ホバートあゆみ

本籍三重県津市久居北口町590番地、最後の住所東京都町田市鶴川5丁目10番地11オンケルスハイムⅢ102、死亡の場所東京都町田市、死亡年月日令和5年4月以下不詳、出生の場所三重県津市、出生年月日昭和45年6月19日、職業無職

被相続人 亡 杉原 泰志

事務所東京都町田市中町1丁目1番14号武友ビル5階 町田シビック総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 草道 倫武

催告期間満了日 令和8年2月20日

東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年(家)第40528号

川崎市幸区都町4番地2  
申立人 宗教法人延命寺  
本籍神奈川県横浜市栄区東上郷町992番地60、最後の住所横浜市栄区東上郷町47番17号、死亡の場所神奈川県横浜市栄区、死亡年月日推定令和6年5月13日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和27年8月21日、職業不明  
被相続人 亡 寺崎 透  
事務所横浜市中区太田町4-47コーワ太田ビル5階  
相続財産清算人 弁護士 水谷 泰朗  
催告期間満了日 令和8年3月17日  
横浜家庭裁判所

## 令和7年(家)第3178号

神奈川県横浜市青葉区松風台14-1 エスボワール松風台1番館208  
申立人 小嶋 俊輔  
本籍神奈川県小田原市酒匂5丁目528番地、最後の住所神奈川県小田原市酒匂5丁目4番8号、死亡の場所神奈川県小田原市、死亡年月日令和6年5月25日、出生の場所神奈川県小田原市、出生年月日昭和28年3月11日、職業無職  
被相続人 亡 加藤 財茂  
事務所神奈川県小田原市本町2丁目3番24号青色会館2階 弁護士法人至誠法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 瀬口 朋英  
催告期間満了日 令和8年2月27日  
横浜家庭裁判所小田原支部

## 令和7年(家)第2613号

富山市堀端町1番12号 富山中央法律事務所  
申立人 青島 明生  
本籍東京都葛飾区立石6丁目337番地、最後の住所富山市坂本3110番地、死亡の場所富山县富山市、死亡年月日令和7年4月16日、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和24年11月22日、職業無職  
被相続人 亡 中尾 邦和  
富山市西田地方町3-6-30  
相続財産清算人 弁護士 坂林加奈子  
催告期間満了日 令和8年2月25日  
富山家庭裁判所

## 令和7年(家)第9408号

石川県金沢市木越町夕68番地1  
申立人 坂口以久子

本籍石川県金沢市木越町夕68番地、最後の住所石川県金沢市木越町夕68番地2、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日推定令和7年4月20日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和40年12月19日、職業自営  
被相続人 亡 北 康弘  
事務所石川県金沢市尾張町1丁目8番12号堀口・犬塚法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 犬塚 雅文  
催告期間満了日 令和8年2月27日  
金沢家庭裁判所

## 令和7年(家)第5058号

福井県鯖江市鳥井町7-10-4  
申立人 宮下 重昭  
本籍福井市片舶町第61号7番地、最後の住所福井市片舶町第9号34番地、死亡の場所福井県福井市、死亡年月日令和7年2月8日、出生の場所福井県丹生郡朝日町、出生年月日昭和32年1月20日、職業無職  
被相続人 亡 宮下 盛一  
福井市大手2丁目20番12号 大手ビル3階井花法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 井花 正伸  
催告期間満了日 令和8年2月25日  
福井家庭裁判所

## 令和7年(家)第60号

長野県飯田市小伝馬町1丁目3594番地7  
申立人 弁護士法人下平法律事務所  
本籍長野県下伊那郡松川町大島2272番地、最後の住所長野県飯田市本町4丁目5番地西澤病院内、死亡の場所長野県飯田市、死亡年月日令和6年7月11日、出生の場所長野県下伊那郡生田村、出生年月日昭和14年3月27日、職業無職

被相続人 亡 松尾 明實  
主たる事務所長野県飯田市小伝馬町1丁目3594番地7  
相続財産清算人 弁護士法人下平法律事務所  
催告期間満了日 令和8年2月17日  
長野家庭裁判所飯田支部

## 令和7年(家)第611号

岐阜県土岐市土岐津町高山218番地メゾンノーブル202号  
申立人 紀藤 久恵  
本籍岐阜県土岐市妻木町906番地20、最後の住所岐阜県土岐市妻木町906番地の20、死亡の場所岐阜県多治見市、死亡年月日令和6年4月1日、出生の場所岐阜県土岐市、出生年月日昭和38年2月20日、職業無職  
被相続人 亡 紀藤 政宏

## 岐阜県多治見市栄町1-6-1 日章ビル6階 多治見さかえ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 矢野 沙織  
催告期間満了日 令和8年2月24日  
岐阜家庭裁判所多治見支部

## 令和7年(家)第2084号

愛知県豊川市桜木通4丁目18番地2、最後の住所愛知県豊川市平尾町諏訪下10番地、死亡の場所愛知県豊川市、死亡年月日令和7年1月12日、出生の場所愛知県豊川市、出生年月日昭和46年11月28日、職業無職  
被相続人 亡 梅原 佳久

事務所愛知県豊橋市呉服町36番地大丈ビル3階清水政和法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 清水ちはる  
催告期間満了日 令和8年2月16日  
名古屋家庭裁判所豊橋支部

## 令和7年(家)第163号

東京都千代田区大手町1丁目9番4号  
申立人 株式会社日本政策金融公庫  
本籍三重県津市雲出島貫町496番地、最後の住所三重県津市雲出島貫町496番地、死亡の場所三重県津市、死亡年月日令和5年3月11日、出生の場所三重県津市、出生年月日昭和29年2月3日、職業学習塾経営

被相続人 亡 尾崎 忠正  
三重県桑名市寿町3丁目11番 太平洋桑名ビル6階 伊勢湾総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 松井 太一  
催告期間満了日 令和8年2月16日  
津家庭裁判所

## 令和7年(家)第181号

三重県鈴鹿市高岡台1丁目12番20号  
申立人 小林 泰彦

本籍三重県鈴鹿市東玉垣町1154番地1、最後の住所三重県鈴鹿市東玉垣町1207番地の1、死亡の場所三重県鈴鹿市、死亡年月日令和6年11月末日頃、出生の場所三重県鈴鹿市、出生年月日昭和35年6月1日、職業無職

被相続人 亡 小林まこと  
三重県津市羽所町345番地 津駅前第一ビル6階 北薙法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 北薙 太  
催告期間満了日 令和8年2月16日  
津家庭裁判所

## 令和7年(家)第934号

京都府宇治市宇治琵琶33番地

申立人 宇治市長 松村 淳子  
本籍京都府宇治市宇治壱番131番地、最後の住所京都府宇治市宇治壱番21番地、死亡の場所京都府宇治市、死亡年月日令和3年1月6日、出生の場所京都府久世郡宇治町、出生年月日昭和17年5月20日、職業不明  
被相続人 亡 山本 敏子

事務所京都市中京区烏丸通六角下る七觀音町623 中島宏樹法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中島 宏樹  
催告期間満了日 令和8年2月20日  
京都家庭裁判所

## 令和7年(家)第9042号

長崎県長崎市恵美須町2番12号サンロイヤルⅡ4階

申立人 朝長真生子  
本籍長崎県長崎市大谷町164番地、最後の住所長崎県長崎市坂本2丁目13番5号、死亡の場所長崎県長崎市、死亡年月日令和7年1月24日、出生の場所福岡県三池郡玉川村、出生年月日大正14年3月25日、職業無職  
被相続人 亡 岩渕トシエ

長崎県長崎市栄町1番25号長崎M Sビル9F 中西総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 佐田 英二  
催告期間満了日 令和8年2月16日  
長崎家庭裁判所

## 令和7年(家)第6032号

福岡県福岡市中央区天神2丁目13番1号

申立人 ふくおか債権回収株式会社  
本籍長崎県佐世保市小野町16番地、最後の住所長崎県佐世保市小野町16番地1、死亡の場所長崎県佐世保市、死亡年月日令和6年10月21日、出生の場所長崎県佐世保市、出生年月日昭和34年5月10日、職業会社役員  
被相続人 亡 中村 浩二

長崎県佐世保市松瀬町634番地27 セレーノB棟102  
相続財産清算人 司法書士 山口 寛人  
催告期間満了日 令和8年2月28日  
長崎家庭裁判所佐世保支部

## 令和7年(家)第3061号

熊本県宇城市松橋町南豊崎908番地

申立人 岡村 光洋

本籍熊本県八代市横手町無番地、最後の住所  
熊本市南区城南町藤山1276番地2、死亡の場所  
熊本県熊本市南区、死亡年月日令和7年3月10日、出生の場所熊本県八代市、出生年月  
日昭和34年12月16日、職業無職

被相続人 亡 保坂 昭一

事務所熊本市南区城南町舞原291番地5

相続財産清算人 司法書士 岡村 光洋

催告期間満了日 令和8年2月20日

熊本家庭裁判所

## 令和7年(家)第30050号

広島県福山市山手町3411番地1

申立人 三谷 明

本籍広島県福山市山手町3411番地1、最後の住所  
広島県福山市山手町3411番地1、死亡の場所  
広島県福山市、死亡年月日令和6年11月25日、出生の場所埼玉県秩父郡野上町、出生年月日昭和35年7月20日、職業弁護士

被相続人 亡 三谷浩二郎

広島県福山市若松町10番7号若松ビル201

相続財産清算人 弁護士 馬場 正人

催告期間満了日 令和8年2月13日

広島家庭裁判所福山支部

## 令和7年(家)第40010号

北海道室蘭市幸町1番2号

申立人 室蘭市

本籍宮崎県都城市一万町4320番地、最後の住所  
北海道室蘭市東町2丁目19番11号、死亡の場所  
北海道室蘭市、死亡年月日推定令和6年8月、出生の場所北海道室蘭市、出生年月  
日昭和30年11月8日、職業不明

被相続人 亡 川畠 泰紀

事務所北海道室蘭市高砂町1丁目42番7号

相続財産清算人 司法書士 斎藤 慎

催告期間満了日 令和8年2月23日

札幌家庭裁判所室蘭支部

## 相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

## 令和7年(家)第605号

兵庫県洲本市栄町3丁目3番5号 中野ビル西館403号室 洲本さかえ法律事務所  
申立人 弁護士 永澤 徹

本籍兵庫県南あわじ市志知口122番地、最後の住所兵庫県南あわじ市福良丙22番地4さくら苑、死亡の場所兵庫県南あわじ市、死亡年月日平成31年2月24日、出生の場所兵庫県三原郡志知村、出生年月日昭和17年5月27日、職業無職

被相続人 亡 原 光廣

催告期間満了日 令和8年2月20日  
神戸家庭裁判所洲本支部

## 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

## 令和7年(家)第3号

岐阜市上土居2丁目15番3号

申立人 株式会社徳光

代表者代表取締役 徳永 和也

権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月22日

令和7年7月16日 大垣簡易裁判所  
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 YZ 13748

金額 200,000円

支払期日 令和7年6月25日

支払地 岐阜県大垣市

支払場所 株式会社大垣共立銀行久瀬川支店

振出日 令和7年4月25日

振出地 岐阜県大垣市

振出人 朝日興業株式会社 代表者代表取締役

小岩 利明

受取人 申立人

最終所持人 申立人

## 令和7年(家)第7号

東京都港区虎ノ門1丁目17番1号

申立人 Poly Charge Asia 合同会社

代表者代表社員 ポリチャージ・アメリカ・インク

職務執行者 スティーブン・ヤリジス

権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月28日  
令和7年7月15日 大阪簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 B Q 24088

金額 1,980,000円

支払期日 令和7年7月10日

支払地 大阪市

支払場所 株式会社三菱UFJ銀行瓦町支店

振出日 令和7年5月10日

振出地 大阪市

振出人 ダイトロン株式会社 代表取締役 土屋 伸介

受取人 申立人

最終所持人 申立人

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

## 令和6年(家)第2386号

横浜市都筑区牛久保西1丁目6番22号

申立人 庭野 孝子

本籍神奈川県横浜市都筑区中川町1383番地、最後の住所横浜市都筑区中川町1383番地

不在者 渡邊 昌惠

大正7年4月1日生

届出期間満了日 令和7年9月19日

横浜家庭裁判所

## 失踪宣告

## 令和6年(家)第8125号

本籍東京都足立区梅島3丁目1809番地、最後の住所東京都足立区西新井栄町2丁目1番1-909号

不在者 岡田 宏治

昭和48年1月25日生

令和7年7月12日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年(家)第9186号

本籍東京都杉並区方南1丁目65番地、最後の住所東京都豊多摩郡淀橋町大字柏子貳百六番地

不在者 鶴飼 艶子

明治45年7月26日生

令和7年7月12日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年(家)第2645号

本籍秋田県鹿角市八幡平字旗本4番地、最後の住所神奈川県藤沢市大鋸2丁目7番6号さつき荘208号室

不在者 藤原 好美

昭和23年7月1日生

令和7年7月12日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年(家)第265号

本籍山形県北村山郡大石田町大字横山733番地、最後の住所山形県北村山郡大石田町大字横山733番地

不在者 小玉 陽子

昭和47年3月24日生

令和7年7月15日失踪宣告審判確定

山形家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年(家)第6853号

本籍不詳(元本籍北海道網走郡網走町大字南二条東一丁目四十番地)、最後の住所不明

不在者 奥村 清

大正12年8月28日生

令和7年7月10日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年(家)第8127号

本籍長野県佐久市田口2681番地、最後の住所不明

不在者 新井 一政

昭和4年11月20日生

令和7年7月15日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年(家)第9066号

本籍樺太泊居郡泊居町大字泊居字相生町2丁目6番地、最後の住所樺太泊居郡泊居町大字泊居字相生町2丁目6番地

不在者 嶋中 愛子

大正11年3月11日生

令和7年7月15日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年（家）第9780号

本籍長野県長野市三輪9丁目26番、最後の住所不明  
不在者 清水 浩  
明治35年3月27日生  
令和7年7月15日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

## 令和7年（家）第1224号

本籍北海道札幌市中央区北四条西5丁目1番地、最後の住所不明  
不在者 原 勝  
明治34年9月18日生  
令和7年7月12日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年（家）第1843号

本籍東京都三鷹市井口3丁目195番地、最後の住所東京都三鷹市井口195番地  
不在者 間込 照雄  
昭和23年10月2日生  
令和7年7月15日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

## 令和6年（家）第3314号

本籍福岡県糟屋郡新宮町大字的野418番地、最後の住所大阪府大阪市西成区萩之茶屋1丁目6番9号  
不在者 笠井 禮三  
昭和15年1月23日生  
令和7年7月15日失踪宣告審判確定  
大阪家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年（家）第233号

本籍高知県高知市西秦泉寺412番地13、最後の住所高知県高知市和泉町11番18号  
不在者 山本 兼一  
昭和9年1月5日生  
令和7年7月10日失踪宣告審判確定  
高知家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年（家）第154号

本籍北海道旭川市旭町2条2丁目133番地、最後の住所旭川市緑が丘南3条1丁目4番2号  
不在者 菅野 守  
昭和14年1月9日生  
令和7年7月16日失踪宣告審判確定  
旭川家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年（家）第341号

本籍群馬県前橋市小相木町1丁目6番地1、最後の住所群馬県前橋市上新田町1337番地1  
不在者 岡田 昭  
昭和38年1月17日生  
令和7年7月16日失踪宣告審判確定  
前橋家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年（家）第2250号

本籍東京都西多摩郡奥多摩町川井554番地、最後の住所不明  
不在者 原島 露吉  
明治19年11月2日生  
令和7年7月15日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

## 令和6年（家）第2846号

本籍神奈川県鎌倉市山崎941番地1、最後の住所神奈川県藤沢市葛原2254番地の2ダイアパレス藤沢長後203号  
不在者 相原 博幸  
昭和36年7月5日生  
令和7年7月16日失踪宣告審判確定  
横浜家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年（家）第448号

本籍山梨県大月市富浜町鳥沢275番地、最後の住所山梨県都留市つる3丁目6番10号  
不在者 阿部 正義  
昭和25年10月24日生  
令和7年7月17日失踪宣告審判確定  
甲府家庭裁判所都留支部裁判所書記官

## 失踪宣告取消

## 令和7年（家）第28号

本籍滋賀県長浜市高月町高月168番地1、住所滋賀県長浜市木之本町田部572番地  
申立人（失踪者） 田辺 吉彦  
昭和47年1月30日生  
令和7年7月3日失踪宣告取消審判確定  
大津家庭裁判所長浜支部裁判所書記官

## 除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

## 令和7年（ヘ）第2号

愛媛県西条市北条667番地2  
申立人 黒河 美香  
権利の届出の終期 令和7年6月30日  
令和7年7月4日 西条簡易裁判所  
(別紙) 目録

- (1)土地 西条市三津屋  
地番 118番  
地目 宅地  
地積 263.58平方メートル
- (2)登記年月日番号 松山地方法務局西条支局明治34年3月26日受付第1674号
- (3)登記した権利の内容  
登記の目的 地上権設定  
原因 明治34年3月25日設定  
目的 建物所有

存続期間 明治34年1月1日から明治39年12月30日まで  
地代 1年米4斗5升  
支払期 每年12月25日  
地上権者 周桑郡多賀村大字三津屋32番戸  
一色治太吉

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

## 令和7年（フ）第181号

徳島県鳴門市撫養町小桑島字前組81番地  
債務者 邦友汽船有限会社  
仮代表取締役 櫻井 彰  
1 決定年月日時 令和7年7月29日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 鈴木亞佐美  
4 破産債権の届出期間 令和7年9月4日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査の期日 令和7年11月6日午前10時

徳島地方裁判所民事部

## 令和7年（フ）第446号

川崎市幸区鹿島田1丁目16番26号  
債務者 要ホーム株式会社  
代表者 代表取締役 木村 麻紀  
1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 濑沼 一成  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前11時10分  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 令和7年（フ）第86号

岐阜県大垣市島里1丁目10番地の10  
債務者 株式会社阿部製作所  
代表者 代表取締役 阿部 末安  
1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 藤井 健哉  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前11時30分  
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

## 令和7年（フ）第675号

横浜市中区日ノ出町1丁目36番地302  
債務者 エムエンタープライズ株式会社  
代表者 代表取締役 緑川 剛  
1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 佐野 高王  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午後2時

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年（フ）第1191号

横浜市瀬谷区阿久和南2丁目5番6号  
債務者 株式会社三鈴工業  
代表者 代表取締役 鈴木 健也  
1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 増田 尚  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時

横浜地方裁判所第3民事部

<p><b>令和7年(フ)第255号</b> 岐阜市北一色7丁目26番25号 債務者 株式会社松原建築商事 代表者代表取締役 松原 光信 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀田 晓之 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時40分 岐阜地方裁判所</p>	<p><b>令和7年(フ)第885号</b> 北海道江別市上江別西町17番地の26、商業登記簿上の本店所在地北海道江別市野幌若葉町39番地の6 債務者 エイチ・エンジニアリングシステムズ株式会社 代表者代表取締役 春川 博文 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田真奈美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前11時 札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p><b>令和7年(フ)第110号</b> 富山県高岡市中川本町1番12号、旧商号の本店所在地富山市上袋545番1 債務者 株式会社エヌケイシー(旧商号株式会社センティア) 代表者代表取締役 中川 賢哉 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午後2時 富山地方裁判所民事部</p>	<p>4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 仙台地方裁判所石巻支部破産係</p>
<p><b>令和7年(フ)第93号</b> 富山県小矢部市岡360番地 債務者 有限会社やしま呉服店 代表者代表取締役 八嶋 大道 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷口 央 4 破産債権の届出期間 令和7年9月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前11時 富山地方裁判所高岡支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第1595号</b> 名古屋市緑区大高町字二番割56 債務者 末吉設備工業株式会社 代表者代表取締役 末吉 節也 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 功務 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午後1時40分 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p><b>令和7年(フ)第90号</b> 鳥取県米子市西福原1丁目1番55号 債務者 株式会社ANNAM 代表者代表取締役 三島 杏奈 1 決定年月日時 令和7年7月29日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊中 裕輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前10時30分 松江地方裁判所民事部</p>	<p><b>令和7年(フ)第5137号</b> 神奈川県横浜市都筑区中川中央1丁目30番1号 プレミアヨコハマ5F 債務者 医療法人社団あおい会 代表者理事長 杉本 啓一 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上沼 紫野 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前11時 東京地方裁判所民事第20部 <b>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b></p>
<p><b>令和7年(フ)第249号</b> 北海道函館市千代台町6番19号 債務者 株式会社堀組 代表者代表取締役 石橋 誠 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木下 元章 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時 函館地方裁判所</p>	<p><b>令和7年(フ)第60号</b> 広島県尾道市高須町4887-4 債務者 おのみち株式会社 代表者代表取締役 山本 真造 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 則利 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前10時 広島地方裁判所尾道支部</p>	<p><b>令和7年(フ)第6号</b> 宮城県石巻市水明北1丁目6-22 レジデンス祥2階202号室、住民票上の住所宮城県石巻市鹿又字学校前235番地15 債務者 高松 紗代 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小泉 清則</p>	<p>次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。</p>
<p><b>令和7年(フ)第1146号</b> 札幌市豊平区月寒東1条20丁目2-5 債務者 株式会社F A V I C E 代表者代表取締役 田中 勝大 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 彰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前11時 札幌地方裁判所民事第4部</p>	<p><b>令和7年(フ)第175号</b> 金沢市伏見台1丁目2番2号 シティハイムノーブル201号 債務者 爰地身江子 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上野 花穂 4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 金沢地方裁判所民事部</p>		

令和7年(フ)第411号 栃木県芳賀郡茂木町大字茂木63番地28 グリーンハウスとちぎ、前住所栃木県芳賀郡茂木町大字北高岡1966番地1 債務者 古田土未吉 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吳 国峰 4 破産債権の届出期間 令和7年9月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日前10時20分 6 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 令和7年(フ)第76号 宮崎県都城市平塚町3065番地3 債務者 福元 光紀 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内田建太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後1時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで 宮崎地方裁判所都城支部 令和7年(フ)第1258号 福岡県筑紫野市大字吉木2315番地43 債務者 伊東 麻美 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久富 達也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第1170号 福岡県糟屋郡宇美町とびたけ2丁目10番506号 債務者 中山慎太郎 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 千遥	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第1328号 福岡市東区松島1丁目28番30-701号 ラ・ヴォーテ 債務者 中野 篤志 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡 弥生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第95号 福島市大波熊野山1富士病院、住民票上の住所福島県二本松市竹田2丁目142番地 債務者 今関 匡聖(旧姓大内) 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 澤井 功 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月29日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福島地方裁判所 令和7年(フ)第96号 茨城県牛久市南2丁目18番地17 債務者 石川 裕太 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古德 尚子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係 令和7年(フ)第164号 山梨県甲府市下飯田1丁目3番9号 J R 下飯田社宅403号室、前住所東京都八王子市寺町67 ドミトリー八王子523 債務者 二戸 賢 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川 佳治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 甲府地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第137号 鳥取県米子市皆生新田3-24-25 ハイツリムネ1号館102、住民票上の住所兵庫県伊丹市西台4丁目6番23-201号 債務者 小笠原正和 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 德山 育弘	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時5分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係 令和7年(フ)第603号 広島市中区吉島東1丁目27番26-1010号 債務者 芦原 右府 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川崎 智宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 広島地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第25号 広島県安芸高田市吉田町吉田196番地54、前住所島根県出雲市上塩冶町2690番地 メルシーC-108 債務者 小城 大輔 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦 益隆 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 広島地方裁判所三次支部 令和7年(フ)第944号 福岡県大野城市乙金東1丁目17番13号 債務者 梶田 智弘 1 決定年月日時 令和7年7月24日前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 守田 尚弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第71号 鹿児島県薩摩川内市祇答院町下手5171番地2 債務者 吉野 八洋 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原田 喜之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係
--	--	---

<b>令和7年(フ)第219号</b>	鹿児島市小川町3番3号 MOKOTAビル、前住所鹿児島県薩摩川内市勝目町5842番地8 債務者 上城 孝子 1 決定年月日時 令和7年7月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岸本 圭市 4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
<b>令和7年(フ)第3173号</b>	大阪府枚方市香里ヶ丘12丁目18番30—201号 債務者 井手 勇太(旧姓川端) 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村山 雅信 4 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>破産手続開始及び破産手続廃止</b>	
<b>令和7年(フ)第479号</b>	北九州市小倉北区黒住町17番8号(カトレアコート101号) 債務者 工藤由美子 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>	
<b>令和7年(フ)第235号</b>	函館市深堀町32番3—404号 債務者 吉川 舞 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 函館地方裁判所
<b>令和7年(フ)第262号</b>	函館市赤川町355番地9 債務者 三上由紀子

1 決定年月日時 令和7年7月28日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	<b>令和7年(フ)第549号</b> 北九州市小倉南区横代北町3丁目4番12号 (202) 債務者 西岡 志保(旧姓富盛) 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第395号</b> 福岡県遠賀郡遠賀町大字別府3672番地の1 デスパシオⅠ203号 債務者 奥田美津江 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	<b>令和7年(フ)第551号</b> 北九州市小倉北区中島1丁目15番22号(205) 債務者 松山 陽子 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第272号</b> 函館市西旭岡町2丁目52番地6 ガーデンヒル旭岡団地14号棟102 債務者 三好 信 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 函館地方裁判所	<b>令和7年(フ)第492号</b> 北九州市小倉南区志井1丁目2番4—102号、 旧住所北九州市小倉南区北方3丁目27番13号 債務者 本武 ミネ 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第276号</b> 函館市田町12番11号 きずな田家 債務者 草塩 亮 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 函館地方裁判所	<b>令和7年(フ)第493号</b> 北九州市小倉南区志井1丁目2番4—102号、 旧住所北九州市小倉南区北方3丁目27番13号 債務者 本武 勝義 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第443号</b> 栃木県足利市五十部町345番地6 債務者 桑子由利子 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	<b>令和7年(フ)第530号</b> 北九州市小倉南区日の出町1丁目4番3—513号 債務者 山田 和弘 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
<b>令和7年(フ)第167号</b> 愛知県豊橋市青竹町字青竹96番地 老人保健施設ベルヴューハイツ、住民票上の住所愛知県豊橋市新栄町字南小向149番地9 債務者 伊藤 純子 法定代理人成年後見人 伊藤 綾子 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	<b>令和7年(フ)第925号</b> 埼玉県川口市青木2丁目10番19号 メゾンダイトウ208号 債務者 海老原 エレニイータこと エビハラ エレニイータ サンドバル 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第1114号**

埼玉県川口市大字安行慈林629番地の40 川上貸家、住民票上の住所埼玉県川口市東領家2丁目8番4号 ピュアリスノア壱番館  
債務者 阿部 貴子  
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第1207号**

埼玉県川口市江戸3丁目34番3号 川口ハイツ  
債務者 渡邊 達也  
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第1216号**

埼玉県和光市丸山台2丁目4番1号 サンヒルズ205  
債務者 宇野美加里  
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第1220号**

さいたま市中央区大戸4丁目7番5号 カーサクーナ202  
債務者 須藤 亜優  
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第17号**

北海道枝幸郡浜頓別町旭ケ丘5丁目23番地  
債務者 池田 裕子  
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
旭川地方裁判所名寄支部

**令和7年(フ)第180号**

盛岡市境田町8番48号、前住所盛岡市津志田中央1丁目5番20号 タウンハウスヨシダF2-102号  
債務者 久慈 力也  
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(フ)第216号**

盛岡市大館町12番26号  
債務者 井上 美紀  
1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(フ)第1495号**

名古屋市中村区中村町6丁目80番地の2 第3犬飼マンション2A号  
債務者 毛利 明広  
1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第1599号**

愛知県愛西市赤目町山之神30番地1  
債務者 石川 建夫

1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第242号**

岡山県倉敷市連島町鶴新田247番地9 ロイヤルマンション302号室  
債務者 田川 明  
1 決定年月日時 令和7年7月29日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**破産手続終結****令和5年(フ)第8285号**

東京都豊島区南大塚3-36-7 南大塚T&Tビル508、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区上池袋1-37-22-530  
破産者 株式会社アストロ

1 決定年月日 令和7年7月24日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(フ)第3837号**

東京都港区南麻布1丁目4-16-803  
破産者 鈴木 成樹

1 決定年月日 令和7年7月24日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(フ)第5930号**

東京都世田谷区松原2丁目8-7  
破産者 勝田 将嗣

1 決定年月日 令和7年7月24日  
2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(フ)第6527号**

東京都東久留米市前沢5丁目7-3-202、開始決定時の住所東京都東村山市富士見町3丁目18-61  
破産者 小林 孝幸

1 決定年月日 令和7年7月24日  
2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(フ)第8002号**

千葉県四街道市鹿放ヶ丘517  
破産者 加藤 洋

1 決定年月日 令和7年7月24日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(フ)第8097号**

東京都港区南麻布1丁目6番8号  
破産者 株式会社プラボーフィルム

1 決定年月日 令和7年7月24日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(フ)第8115号**

東京都目黒区八雲5丁目19-21-102  
破産者 北島 聰

1 決定年月日 令和7年7月24日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8176号 東京都世田谷区砧8丁目32-38、開始決定時の住所東京都世田谷区奥沢8丁目2-22 破産者 葛谷 優彦 1 決定年月日 令和7年7月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和5年(フ)第1531号 東京都足立区千住橋戸町22-302、開始決定時の住所東京都豊島区巣鴨4丁目3-8-202 破産者 石塚 祐衣 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第8109号 東京都八王子市大和田町1丁目2-9-104、開始決定時の住所東京都国立市谷保7112-4 破産者 中村 房子 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8282号 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目3番1号 破産者 株式会社シアッテ 1 決定年月日 令和7年7月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和5年(フ)第4340号 東京都江東区東陽5丁目5-2-307、開始決定時の住所東京都江東区東陽5丁目5-2-305 破産者 内海 勝彦 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第8440号 千葉県市川市八幡4丁目14-14 破産者 福元 亮二 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8780号 東京都世田谷区上北沢4丁目7-8 パレスレインB103 破産者 平井 裕大 1 決定年月日 令和7年7月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和5年(フ)第4607号 東京都世田谷区池尻3丁目24番2号ビル・ネージュ300 破産者 株式会社good person 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第8612号 東京都大田区大森北1丁目17番11-1006号 破産者 株式会社こはね 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1162号 東京都渋谷区宇田川町12番3号 破産者 合同会社S企画 1 決定年月日 令和7年7月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第1495号 東京都渋谷区代々木5丁目7番5号 POTALPOINT Yoyogi-Koen 501 破産者 株式会社デジプラネット 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第8622号 東京都足立区北加平町12番5号 破産者 有限会社守建築 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1405号 東京都新宿区新宿5丁目11番13号 博雅ビル203号室 破産者 株式会社ドラマリン 1 決定年月日 令和7年7月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第1496号 東京都足立区六木3丁目42-12-102 破産者 麻生 憲 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第322号 神奈川県横浜市港北区師岡町598番地 山ビル2階 破産者 株式会社青伸 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第903号 神奈川県横浜市神奈川区神大寺4丁目19-20-203、開始決定時の住所神奈川県横浜市神奈川区羽沢町1531-1 破産者 青木 伸悟 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第1351号 東京都中野区野方5丁目23番9号 破産者 株式会社T r u l y 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第2132号 東京都板橋区成増5丁目11-29-201 破産者 湯本 竜介 1 決定年月日 令和7年7月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部 令和6年(フ)第219号 愛知県一宮市瀬部字大馬場60番地 破産者 株式会社ユーテック 1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	名古屋地方裁判所一宮支部 令和7年(フ)第271号 横浜市神奈川区片倉1丁目30番14号 破産者 株式会社N i s a B u l a 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	横浜地方裁判所第3民事部
--	---	---	--	---	--------------

令和5年(フ)第19号 石川県小松市工業団地1丁目83番地 破産者 株式会社湊正 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	金沢地方裁判所小松支部 破産手続終結及び免責許可決定 令和7年(フ)第81号 福岡県那珂川市西隈2丁目4番15号、開始決定時の住所福岡県遠賀郡水巻町古賀2丁目2番2-502号 破産者 長間 祐二 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第1412号 埼玉県加須市北小浜1179番地1 県営加須北小浜住宅A-105 破産者 宇嶋 治雄 1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第1817号 埼玉県戸田市大字上戸田5番地の1 グリーンフォレスト戸田205号室 破産者 遠藤 文人 1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第177号 埼玉県川口市芝新町8番10-405号 フレグラムスWARAB1 破産者 池田 松江 1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和6年(フ)第643号 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地1丁目9番17号 破産者 森繁 和哲	4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第24号 宮城県塩竈市玉川1丁目3番17号 玉川アパート102号 破産者 佐藤 克子 1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和6年(フ)第194号 愛知県豊橋市天伯町字中里32番地の2 破産者 金子 稔 1 決定年月日 令和7年7月28日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 令和6年(フ)第3007号 神奈川県藤沢市辻堂新町1丁目9番18号 七フイール湘南102 破産者 清水 明美 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	
4 主文 破産者について免責を許可する。	4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部	4 主文 破産者について免責を許可する。	4 主文 破産者について免責を許可する。	4 主文 破産者について免責を許可する。	

令和6年(フ)第213号 秋田県男鹿市船川港南平沢字越名坂27番地103 破産者 伊藤 薫 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第947号 横浜市戸塚区名瀬町795番地3 名瀬第二住宅2棟907号、開始決定時の住所横浜市戸塚区矢部町1499番地46 ハイツ田中B-103号 破産者 小林 保裕 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第2427号 愛知県豊田市小川町2丁目1番地 小川清風寮6405号、開始決定時の住所横浜市神奈川区入江1丁目6番1-510号 破産者 出口 栄人 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第3007号 神奈川県藤沢市辻堂新町1丁目9番18号 七フイール湘南102 破産者 清水 明美 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	令和6年(フ)第3007号 神奈川県藤沢市辻堂新町1丁目9番18号 七フイール湘南102 破産者 清水 明美 1 決定年月日 令和7年7月29日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
---	---	---	--	--

**令和5年(フ)第366号**  
 新潟市秋葉区小須戸3581番地  
 破産者 田中 勝男  
 1 決定年月日 令和7年7月29日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     新潟地方裁判所民事部

**令和6年(フ)第38号**  
 岐阜県大垣市静里町1147番地 静里T借家西、開始決定時の住所岐阜県安八郡輪之内町大藪2406番地の3  
 破産者 K I Y O P A Nこと 橋爪 清志  
 1 決定年月日 令和7年7月29日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**令和6年(フ)第115号**  
 岐阜県大垣市長松町1271番地1 コーポシーゾンw i n 102、前住所岐阜県大垣市静里町684番地5  
 破産者 只野登美子  
 1 決定年月日 令和7年7月29日  
 2 主文 本件破産手続を終結する。  
 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
 4 主文 破産者について免責を許可する。  
     岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**破産債権の届出期間及び一般調査期日**

**令和7年(フ)第5号**  
 鹿児島県南さつま市加世田内山田4904番地1  
 破産者 有留ゆかり  
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで  
 2 一般調査期日 令和7年10月20日午前11時30分  
 令和7年7月28日  
     鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

**令和7年(フ)第37号**  
 北海道北見市春光町3丁目11番29号  
 破産者 株式会社エヌカンパニー  
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで  
 2 一般調査期日 令和7年10月30日午後1時30分  
 令和7年7月29日  
     釧路地方裁判所北見支部破産係

**令和6年(フ)第201号**  
 秋田市御野場2丁目3-8、開始決定時住所秋田市浜田字町ノ下5番地8  
 破産者 鈴木 真悟  
 1 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで  
 2 一般調査期日 令和7年9月25日午前11時30分  
 令和7年7月29日  
     秋田地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第268号**  
 北九州市小倉北区泉台1丁目6番12号(102)  
 破産者 坂田 好太  
 1 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで  
 2 一般調査期日 令和7年10月15日午前11時30分  
 令和7年7月28日  
     福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**令和7年(フ)第76号**  
 宮崎市大字生目285番地1  
 破産者 熊瀬川建次  
 異議申述期間 令和7年9月9日まで  
 令和7年7月29日 宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第150号**  
 宮崎市大字島之内238番地2 フローランテ・I-103号  
 破産者 今門 雅也  
 異議申述期間 令和7年9月9日まで  
 令和7年7月29日 宮崎地方裁判所破産係

**免責許可決定**

**令和7年(フ)第52号**  
 福島県郡山市富田町日吉ヶ丘42番地 B棟  
 破産者 本田 大介  
 1 決定年月日 令和7年6月16日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
     福島地方裁判所郡山支部

**特別清算終結**

**令和7年(ヒ)第1号**  
 奈良県橿原市小槻町277番地の28  
 清算株式会社 株式会社西平觀光晃車  
 1 決定年月日 令和7年7月17日  
 2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
     奈良地方裁判所葛城支部

**特別清算協定認可**

**令和4年(ヒ)第1002号**  
 千葉県習志野市鷺沼2丁目9番50-318号  
 清算株式会社 株式会社C A P S  
 代表清算人 一谷 朋之  
 1 決定年月日 令和7年7月18日  
 2 主文 次の協定を認可する。  
     協定  
 1 清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。  
 2 各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額及び遅延損害金につき、その債務を免除する。  
 3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。  
     (別紙省略)

以上  
千葉地方裁判所民事第4部

**令和7年(ヒ)第1号**  
 富山市掛尾町500番地  
 清算株式会社 T C S 株式会社  
 代表清算人 安井 豊  
 1 決定年月日 令和7年7月16日  
 2 主文 本件協定を認可する。  
     協定  
 第1 通則  
 1 利息・遅延損害金の免除  
     清算株式会社T C S 株式会社(以下「T C S」という。)は、協定債権のうち特別清算開始命令日以後の利息債権及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。  
 2 弁済の場所及び端数の処理  
 (1) 本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。  
 (2) 割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切捨てる。

以上  
千葉地方裁判所民事第4部

## 第2 一般債権及び関連会社債権

## 1 定義

## (1) 一般債権

一般債権とは、協定債権のうち、本項第(2)に定める劣後債権、本項第(3)に定める関連会社債権、開始命令日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。

## (2) 劣後債権

劣後債権とは、協定債権のうち、株式会社北陸銀行が有する劣後特約付債権をいう。

## (3) 関連会社債権

協定債権のうち、清算株式会社株式会社TRS(以下「TRS」という。)がTCSに対して有する債権を関連会社債権という。

## 2 弁済及び免除

## (1) 弁済原資

TCS及びTRS(以下総称して「清算株式会社」という。)が保有する現預金の合計額から、清算株式会社の清算結了までに発生し又は発生することが見込まれる一般的な先取特権その他一般的な優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、清算株式会社の弁済原資とする。

## (2) 弁済

## ア 関連会社債権に対する弁済

TCSは、関連会社債権に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1ヶ月以内に、関連会社債権のうち828,610円を弁済する。

## イ 一般債権に対する弁済

TCSは、本協定の認可の決定が確定した日から1ヶ月以内に、弁済原資5,276,139円を別紙「債権額一覧表」記載の債権額に応じて按分して弁済する(1円未満切捨て)。

## (3) 免除

## ア 関連会社債権に関する免除

TRSは、本項第(2)アに基づく弁済を受けたときは、TCSに対し、当該関連会社債権から当該弁済額を控除した残額につき、当該弁済時にその債務を免除する。

## イ 一般債権に関する免除

一般債権者は、本項第(2)イに基づく弁済を受けたときは、TCSに対し、各一般債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、当該弁済時にその債務を免除する。

## ウ 劣後債権に関する免除

株式会社北陸銀行は、本協定の認可決定が確定した時に、その債務を全額免除する。

## (4) 新たな財産が発見された場合の追加弁済

ア 本項第(2)の弁済の後、TCSに新たな財産が発見されたときは、TCSは、これを速やかに換価し、一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存在する場合は、当該残額を別紙「債権額一覧表」記載の債権額に応じて按分して弁済する。

イ 本項第(4)アによる弁済を行った場合は、本項第(3)イに基づく免除は、当該追加弁済額を限度として本項第(2)イに基づく弁済時に遡って効力を失う。

(別紙省略)

## 第2 一般債権

## 1 定義

一般債権とは、協定債権のうち開始命令日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。

## 2 一般債権の弁済及び免除

## (1) 弁済原資

TRS及び清算株式会社TCS株式会社(以下「TCS」といい、両社を総称するときは「清算株式会社」という。)が保有する現預金の合計額から、清算株式会社の清算結了までに発生し又は発生することが見込まれる一般的な先取特権その他一般的な優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資とする。

## (2) 弁済

TRSは、本協定の認可の決定が確定した日から1ヶ月以内に、弁済原資493,860円を別紙「債権額一覧表」記載の債権額に応じて按分して弁済する(1円未満切捨て)

## (3) 免除

一般債権者は、本項第(2)に基づく弁済を受けたときは、TRSに対し、各一般債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、当該弁済時にその債務を免除する。

## (4) 新たな財産が発見された場合の追加弁済

ア 本項第(2)の弁済の後、TRSに新たな財産が発見されたときは、TRSは、これを速やかに換価し、一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存在する場合は、当該残額を別紙「債権額一覧表」記載の債権額に応じて按分して弁済する。

イ 本項第(4)アによる弁済を行った場合は、本項第(3)に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として本項第(2)に基づく弁済時に遡って効力を失う。

(別紙省略)

以上  
富山地方裁判所民事部

## 小規模個人再生による再生手続き開始

## 令和7年(再イ)第43号

栃木県宇都宮市宝木町1丁目249番地14  
再生債務者 安藤 光佑

- 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月28日から令和7年9月5日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

## 令和7年(再イ)第40号

栃木県鹿沼市貝島町549番地13  
再生債務者 福田 雅人

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月29日から令和7年9月8日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

## 令和7年(再イ)第42号

栃木県鹿沼市千手町2498番地21  
再生債務者 細畑 晶

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月29日から令和7年9月8日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

## 令和7年(再イ)第36号

相模原市南区大野台6丁目10番5号  
再生債務者 滝沢 和宏

- 1 決定年月日時 令和7年7月28日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月1日から令和7年9月8日まで

横浜地方裁判所相模原支部

<b>令和7年(再イ)第152号</b> 名古屋市昭和区萩原町6丁目7番地の5 再生債務者 西澤英一郎 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	<b>令和7年(再イ)第10号</b> 北海道苦小牧市元中野町4丁目4番5-401号 再生債務者 東峰 大輔 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月9日まで 札幌地方裁判所苦小牧支部	<b>令和7年(再イ)第8号</b> 福岡県京都郡苅田町磯浜町2丁目9-4 ルミナスA1苅田A棟107号室 再生債務者 山路 友也 1 決定年月日時 令和7年7月25日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月29日から令和7年9月5日まで 福岡地方裁判所行橋支部再生係	<b>令和7年(再イ)第285号</b> 東京都練馬区豊玉北3-10-5-203 再生債務者 丸山 和博 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月22日まで 仙台地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(再イ)第23号</b> 愛知県一宮市木曾川町黒田六ノ通り201番地1 再生債務者 大橋 幸人 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月1日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	<b>令和7年(再イ)第50号</b> 北九州市門司区松原1丁目6番10号(アライブ・マツバラ1205号) 再生債務者 倉地美由紀 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月21日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月28日から令和7年9月4日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	<b>令和7年(再イ)第29号</b> 鹿児島市鴨池1丁目60番5号 ウィンザーガーデン鴨池302号 再生債務者 園田 義和 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月12日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	<b>令和7年(再イ)第323号</b> 埼玉県川口市戸塚2-3-15 プレミールⅡ101号室 再生債務者 田丸 利明 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月29日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(再イ)第24号</b> 兵庫県明石市東朝霧丘30番10号 ハイツ東朝霧1308号 再生債務者 永吉 順一 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月1日から令和7年9月8日まで 神戸地方裁判所明石支部再生係	<b>令和7年(再イ)第293号</b> 東京都葛飾区奥戸5-20-18 再生債務者 酒井 一茂(旧姓萩原) 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(再イ)第29号</b> 鹿児島市鴨池1丁目60番5号 ウィンザーガーデン鴨池302号 再生債務者 園田 義和 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月12日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	<b>令和7年(再イ)第326号</b> 東京都千代田区神田須田町1-30-1-516 再生債務者 八木雄一朗 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月29日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(再イ)第25号</b> 神戸市西区玉津町出合37番地の1 シャーメゾン出合203号 再生債務者 山迫 香帆 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月18日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月1日から令和7年9月8日まで 神戸地方裁判所明石支部再生係	<b>令和7年(再イ)第308号</b> 東京都墨田区立花6-8-1-1003 再生債務者 田村 和彦 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(再イ)第2号</b> 青森県八戸市大字河原木字小田上8番地13 再生債務者 博多 真大 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月2日から令和7年9月16日まで 青森地方裁判所八戸支部個人再生係	<b>令和7年(再イ)第10019号</b> 東京都清瀬市中清戸1-454-141 宿舎1号棟106号室(住民票上の住所)群馬県前橋市朝倉町346 再生債務者 大島 保洋 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月8日から令和7年9月29日まで 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(再イ)第85号</b> 神戸市東灘区向洋町中7丁目2番地の3 1番館505号 再生債務者 貴志 勇介	<b>令和7年(再イ)第8号</b> 神戸市東灘区向洋町中7丁目2番地の3 1番館505号 再生債務者 貴志 勇介	<b>令和7年(再イ)第66号</b> 仙台市宮城野区幸町2丁目2番27号 再生債務者 平間 豊 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	<b>令和7年(再イ)第8号</b> 仙台市宮城野区幸町2丁目2番27号 再生債務者 平間 豊 1 決定年月日時 令和7年7月28日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

<b>令和 7 年（再イ）第 12 号</b> 富山県高岡市横田町 2 丁目 5 番 15 号 再生債務者 岡本孝之輔 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 28 日午後 3 時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和 7 年 8 月 25 日まで 4 一般異議申述期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 9 月 8 日まで 富山地方裁判所高岡支部	<b>令和 7 年（再イ）第 12 号</b> 鹿児島市西陵 2 丁目 1 番 54 号 コーポ西陵 101 号 再生債務者 山下 保彦 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 28 日午後 3 時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和 7 年 8 月 25 日まで 4 一般異議申述期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 9 月 8 日まで 宮崎地方裁判所民事部個人再生係
<b>令和 7 年（再イ）第 25 号</b> 長野県松本市大字新村 964 番地 再生債務者 百瀬三佳子 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 28 日午前 10 時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和 7 年 8 月 25 日まで 4 一般異議申述期間 令和 7 年 9 月 8 日から令和 7 年 9 月 16 日まで 長野地方裁判所松本支部	<b>令和 7 年（再イ）第 25 号</b> 沖縄県名護市大南 2 丁目 1 番 32—301 号 メゾン m 再生債務者 上地 竜太 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 28 日午後 5 時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和 7 年 8 月 25 日まで 4 一般異議申述期間 令和 7 年 9 月 8 日から令和 7 年 9 月 16 日まで 東京地方裁判所立川支部民事第 4 部
<b>令和 7 年（再イ）第 21 号</b> 代替住所 A (旧住所 静岡県浜松市中区北寺島町 156 番地の 1 パルズ 301) 再生債務者 代替氏名 A (旧氏名松井由美子) 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 28 日午後 5 時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和 7 年 8 月 25 日まで 4 一般異議申述期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 9 月 16 日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部	<b>令和 7 年（再イ）第 21 号</b> 那霸地方裁判所名護支部 青森県弘前市大字駅前 2 丁目 6 番地 1 ポレスター弘前プレミアム 1503 号 再生債務者 湯沢健太郎 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 29 日午後 2 時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和 7 年 8 月 26 日まで 4 一般異議申述期間 令和 7 年 9 月 9 日から令和 7 年 9 月 24 日まで 東京地方裁判所民事第 20 部
<b>令和 7 年（再イ）第 53 号</b> 京都府相楽郡精華町狛田 1 丁目 6 番地 5 再生債務者 佐藤 崇広 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 28 日午後 3 時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和 7 年 8 月 25 日まで 4 一般異議申述期間 令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 9 月 11 日まで 京都地方裁判所第 5 民事部再生係	<b>令和 7 年（再イ）第 53 号</b> 福岡市博多区博多駅東 2 丁目 9—9 ルッシェ博多駅東 805、住民票上の住所大分県中津市大字赤迫 28 番地 再生債務者 砂子 智弘 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 29 日午前 10 時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和 7 年 8 月 26 日まで 4 一般異議申述期間 令和 7 年 9 月 9 日から令和 7 年 9 月 30 日まで 東京地方裁判所民事第 20 部
<b>令和 6 年（再イ）第 603 号</b> 大阪市東成区中道 2 丁目 9 番 14—408 号 再生債務者 森田 幸生 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 28 日午後 3 時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	<b>令和 7 年（再イ）第 603 号</b> 大分地方裁判所中津支部個人再生係 宮崎県児湯郡新富町大字新田 8835 番地 86 再生債務者 中山美智子 1 決議に付する再生計画案 令和 7 年 7 月 3 日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和 7 年 8 月 12 日まで 令和 7 年 7 月 25 日 東京地方裁判所民事第 20 部

令和7年(再イ)第130号 茨城県坂東市中里809 再生債務者 圓崎 遥華 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月25日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第89号 東京都足立区西綾瀬2-21-5 キャメル千 代田II202 再生債務者 阿部裕太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月28日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第10号 茨城県土浦市藤沢新田15番地 再生債務者 酒井 典之 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 18日まで 令和7年7月28日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和6年(再イ)第14号 長野県東御市鞍掛け705番地5 再生債務者 小林 利彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 18日まで 令和7年7月28日 長野地方裁判所上田支部
令和7年(再イ)第22号 栃木県宇都宮市針ヶ谷町386番地23 フェザ ントテイル206 再生債務者 松村 佳和 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月24日 宇都宮地方裁判所第1民事部	令和7年(再イ)第90号 東京都日野市大字上田447-16 再生債務者 久貝 旭東 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月28日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第196号 埼玉県久喜市栗橋東2丁目11番10-3号 再生債務者 坂井 孔紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 18日まで 令和7年7月28日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和6年(再イ)第26号 愛知県蒲郡市豊岡町仲ノ田92番地1 再生債務者 長崎 旭洋 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 18日まで 令和7年7月28日 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(再イ)第20号 千葉市花見川区検見川町3丁目327番地3 E105号 再生債務者 十田 累 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月28日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(再イ)第158号 東京都板橋区本町17-1 エスケーベン町 マンションII201 再生債務者 吉澤 宏樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月28日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第47号 さいたま市南区白幡3丁目6番7-404号 再生債務者 荒木 裕伸 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 18日まで 令和7年7月28日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年(再イ)第3号 岩手県一関市室根町折壁字大里191番地2 再生債務者 河合 忠志 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 19日まで 令和7年7月29日 盛岡地方裁判所一関支部
令和7年(再イ)第39号 東京都足立区伊興4-11-1-101 再生債務者 武田 拓也 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月28日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(再イ)第15号 大分市大字光吉2114番地の25 市営2A1- 6 再生債務者 奥野 里香 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 15日まで 令和7年7月25日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(再イ)第18号 相模原市南区当麻1104番地8 メゾンドルミ エール205 再生債務者 武田 剛実 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 18日まで 令和7年7月28日 横浜地方裁判所相模原支部	令和6年(再イ)第12号 群馬県桐生市菱町4丁目2154番地の5 前野 住宅C号 再生債務者 山川 正太 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 19日まで 令和7年7月29日 前橋地方裁判所桐生支部
令和7年(再イ)第71号 東京都葛飾区東水元5-10-11-211 再生債務者 岡本 憲司 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月28日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年(再イ)第41号 茨城県石岡市上曾2663番地2 再生債務者 足立 直紀 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 18日まで 令和7年7月28日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年(再イ)第7号 富山県高岡市中川本町3番14号 再生債務者 澤田 郁夫 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 18日まで 令和7年7月28日 富山地方裁判所高岡支部	令和7年(再イ)第12号 栃木県小山市美しが丘1丁目6番地15 再生債務者 原 洋介 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 22日まで 令和7年7月29日 宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(再イ)第165号 大阪市鶴見区徳庵1丁目2番45-308号 再生債務者 貝屋 正代(旧姓中尾) 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月22日まで 令和7年7月28日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第44号 北九州市小倉北区砂津3丁目2番18-505号 再生債務者 花野 晋和 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月15日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月14日まで 令和7年7月24日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(再イ)第14号 徳島県板野郡北島町中村字八丁野28番地31 再生債務者 尾上 早苗 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月25日まで 令和7年7月28日 徳島地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第20号 広島市中区基町18番1-1763号 再生債務者 追 直人 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月25日まで 令和7年7月28日 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第32号 愛知県一宮市浅野字西屋敷36番地5 再生債務者 田中 敏和 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月23日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月25日まで 令和7年7月28日 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年(再イ)第7号 鹿児島市吉野町7803番地3 再生債務者 長井 優一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月15日まで 令和7年7月25日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	令和7年(再イ)第31号 北九州市若松区修多羅3丁目3番36号 再生債務者 荒木 和真 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月18日まで 令和7年7月28日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年(再イ)第4号 鹿児島県南九州市川辺町両添1531番地(Sロード両添 A-3) 再生債務者 加賀慎太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月25日まで 令和7年7月28日 鹿児島地方裁判所知覧支部
令和7年(再イ)第137号 大阪府枚方市長尾谷町3丁目46番3号 再生債務者 松本 進也 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月24日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月25日まで 令和7年7月28日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(再イ)第64号 神戸市中央区雲井通2丁目1番6-304号 再生債務者 エルハラル美和 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月17日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月18日まで 令和7年7月28日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年(再イ)第45号 北九州市門司区高田1丁目14番2-205号 再生債務者 池田 卓磨 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月18日まで 令和7年7月28日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年(再口)第15号 広島県東広島市西条町田口212番地74 再生債務者 松浦 亮 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月26日まで 令和7年7月29日 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第39号 京都市伏見区日野野色町53番地40 再生債務者 松浦 正 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月29日まで 令和7年7月29日 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和6年(再イ)第60号 岡山市南区南輝3丁目16番28-4号 再生債務者 石井 宏晃 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月18日まで 令和7年7月28日 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(再イ)第9号 徳島県名西郡石井町高川原字高川原723番地1 再生債務者 大林 理 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月28日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月26日まで 令和7年7月29日 徳島地方裁判所民事部	小規模個人再生による再生計画不認可 令和6年(再イ)第13号 青森県八戸市大字大久保字坂ノ上3番地17 再生債務者 駒形 雄一 1 主文 本件再生計画を認可しない。 2 理由の要旨 令和7年4月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条2項1号に定める事由がある。 令和7年7月29日 青森地方裁判所八戸支部個人再生係

**給与所得者等再生による再生手続開始**

**令和6年（再口）第4号**

沖縄県那覇市泉崎2丁目9番地2 ともよせビル201

再生債務者 宮里 英明

- 1 決定年月日時 令和7年7月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月5日から令和7年9月12日まで

那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年（再口）第4号**

熊本市南区近見8丁目12番58号 エステル近見702

再生債務者 伊東 英樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月29日午後1時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月9日から令和7年9月16日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係  
**給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取**

**令和6年（再口）第5号**

神戸市北区道場町下部697番地の20

再生債務者 山本 真大

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月9日付け再生計画案
  - 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
  - 3 2の書面の提出期間 令和7年8月18日まで
- 令和7年7月28日  
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和7年（再口）第2号**

埼玉県熊谷市大原4丁目8番19号 メゾン大原101

再生債務者 千島 明子

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月17日付け再生計画案
  - 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
  - 3 2の書面の提出期間 令和7年8月19日まで
- 令和7年7月29日  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることがについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

**令和7年（チ）第4号**

神奈川県平塚市日向岡2丁目13番25号

申立人 西川登代子

住所・居所 不明

所在等不明共有者（不動産登記記録上の所有者亡片平ミ子承継人亡飯本シン承継人）飯本幸太郎  
(亡小林照子の最後の住所) 兵庫県神戸市中央区楠町8丁目10番2-806号

所在等不明共有者（不動産登記記録上の所有者亡片平ミ子承継人亡森俊市承継人）亡小林照子相続財産

届出期間満了日 令和7年11月21日

令和7年7月23日

横浜地方裁判所小田原支部

**（別紙）物件目録**

1 所在 平塚市日向岡2丁目

地番 13番25

地目 宅地

地積 197.29平方メートル

所在等不明共有者 飯本幸太郎の持分 24分の1

所在等不明共有者 亡小林照子相続財産の持分 24分の1

2 所在 平塚市日向岡2丁目 13番地25

家屋番号 13番25

種類 居宅

構造 木造スレート葺2階建

床面積 1階 61.69平方メートル

2階 41.40平方メートル

**（附属建物の表示）**

符号 1

種類 車庫

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

床面積 19.51平方メートル

所在等不明共有者 飯本幸太郎の持分 24分の1

所在等不明共有者 亡小林照子相続財産の持分 24分の1

**令和7年（チ）第1号**

滋賀県長浜市南吳服町11番27号

申立人 壬田 幸一

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）滋賀県長浜市北吳服町13番地

所在等不明共有者 松尾 とら

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）滋賀県長浜市北吳服町13番地

所在等不明共有者 松尾直治郎

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）大阪市西淀川区野里町1050番地

所在等不明共有者 小原 光明

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）大阪市西淀川区野里町1050番地

所在等不明共有者 小原 寿治

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）滋賀県長浜市南吳服町172番地の7

所在等不明共有者 岡本 ハナ

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）大阪府豊中市大字服部326番地の2

所在等不明共有者 松尾 夕ネ

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）滋賀県長浜市南吳服町442番地

所在等不明共有者 西岡喜世子

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）滋賀県長浜市南吳服町442番地

所在等不明共有者 西岡 邦男

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）滋賀県長浜市南吳服町442番地

所在等不明共有者 西岡 治子

**住所・居所 不明**

（不動産登記記録上の住所）滋賀県長浜市南吳服町442番地

所在等不明共有者 西岡都史子

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）滋賀県長浜市北吳服町15番地

所在等不明共有者 松尾 好子

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）滋賀県長浜市北吳服町15番地

所在等不明共有者 松尾 幸子

住所・居所 不明

（不動産登記記録上の住所）滋賀県長浜市南吳服町52番地

所在等不明共有者 松尾 鶴子

届出期間満了日 令和7年11月18日

令和7年7月18日 大津地方裁判所長浜支部  
（別紙） 物件目録

所在 長浜市三ツ矢町字上松ノ木

地番 145番3

地目 宅地

地積 548平方メートル

所在等不明共有者 松尾 とらの持分 126分の14

所在等不明共有者 松尾直治郎の持分 126分の4

所在等不明共有者 小原 光明の持分 126分の2

所在等不明共有者 小原 寿治の持分 126分の2

所在等不明共有者 岡本 ハナの持分 126分の4

所在等不明共有者 松尾 夕ネの持分 126分の4

所在等不明共有者 西岡喜世子の持分 126分の1

所在等不明共有者 西岡 邦男持分 126分の1

所在等不明共有者 西岡 治子持分 126分の1

所在等不明共有者 西岡都史子持分 126分の1

所在等不明共有者 松尾 好子持分 126分の2

所在等不明共有者 松尾 幸子持分 126分の2

所在等不明共有者 松尾 鶴子持分 126分の4

### 所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

#### 令和7年(チ)第9号

横浜市南区睦町1丁目15番地4  
申立人 株式会社眞工業  
最後の住所 横浜市南区睦町1丁目15番地の5  
所有者 亡羽山和子相続人亡羽山弘和相続財産  
(不動産登記簿上の住所) 横浜市南区睦町1丁目15番地の5  
(不動産登記簿上の所有者) 羽山 和子  
届出期間満了日 令和7年9月24日  
令和7年7月23日

横浜地方裁判所第3民事部

#### (別紙) 物件目録

1 所在 横浜市南区睦町一丁目  
地番 15番5  
地目 宅地  
地積 61.81平方メートル  
2 所在 横浜市南区睦町一丁目15番地5  
家屋番号 未登記  
種類 居宅  
構造 木造鉄骨鉄筋コンクリート造2階建  
床面積 1階 42.24平方メートル  
2階 22.31平方メートル

#### 令和7年(チ)第8号

滋賀県東近江市八日市線町10番5号  
申立人 東近江市長 小椋 正清  
住所・居所 不明

(亡山田豊の最後の住所) 滋賀県東近江市上大森町777番地

所有者 亡山田豊相続財産

届出期間満了日 令和7年9月22日  
令和7年7月22日 大津地方裁判所彦根支部

#### (別紙) 物件目録

1 所在 東近江市上大森町字犬塚  
地番 777番  
地目 宅地  
地積 538.84平方メートル

2 所在 東近江市上大森町字犬塚777番地  
家屋番号 未登記  
(主である建物の表示)

種類 居宅  
構造 木造瓦葺2階建  
床面積 1階 102.96平方メートル  
2階 39.00平方メートル  
(附属建物の表示)

符号 1

種類 車庫  
構造 鉄骨造鉄骨鉄筋コンクリート造平家建  
床面積 71.25平方メートル

符号 2

種類 附属家  
構造 木造瓦葺2階建  
床面積 1階 36.45平方メートル  
2階 36.45平方メートル

#### 令和7年(チ)第4号

兵庫県芦屋市大原町7番8-201号  
申立人 マークハウジング株式会社  
住所・居所 不明  
(亡福田静恵の最後の住所) 兵庫県西宮市安井町4番37号

(亡福田静恵の不動産登記簿上の住所) 西宮市安井町4番37号  
所有者 亡福田静恵相続財産  
届出期間満了日 令和7年9月24日  
令和7年7月23日 神戸地方裁判所尼崎支部

#### (別紙) 物件目録

1 所在 西宮市安井町  
地番 27番2  
地目 宅地  
地積 171.80平方メートル  
2 所在 西宮市安井町27番地2  
家屋番号 27番2  
種類 居宅  
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建  
床面積 1階 59.03平方メートル  
2階 48.40平方メートル

附属建物の表示

符号 1

種類 物置  
構造 コンクリートブロック造鉄骨鉄筋コンクリート造2階建  
床面積 1階 22.39平方メートル  
2階 22.39平方メートル

### 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

#### 令和7年(チ)第2号

神奈川県横浜市鶴見区豊岡町22番30号  
申立人 熊切 圭子  
住所・居所 不明  
不動産登記簿表題部所有者 熊切勘右工門

届出期間満了日 令和7年9月18日  
令和7年7月18日 千葉地方裁判所一宮支部  
(別紙) 物件目録  
所在 いすみ市岬町岩熊字坂下

地番 1148番  
地目 墓地  
地積 79平方メートル

#### 令和7年(チ)第16号

横浜市戸塚区東保野町1586番地  
申立人 岡本 実  
住所・居所 不明  
(不動産登記簿上の住所) 東京都千代田区神田佐久間町2丁目11番地

所有者 西武開発株式会社  
届出期間満了日 令和7年9月26日  
令和7年7月23日

横浜地方裁判所第3民事部  
(別紙) 物件目録

1 所在 横浜市戸塚区東保野町字戸ノ久保  
地番 1605番1  
地目 山林  
地積 280平方メートル

不明所有者持分 1410分の113

2 所在 横浜市戸塚区東保野町字戸ノ久保  
地番 1605番14  
地目 山林  
地積 113平方メートル

#### 令和7年(チ)第5号

神奈川県横浜市神奈川区菅田町2508番地

申立人 遠山たまき

住所・居所 不明

(不動産登記簿上の住所) 記載なし

共有者 青木善四郎

住所・居所 不明

(不動産登記簿上の住所) 記載なし

共有者 佐々木平一郎

住所・居所 不明  
(不動産登記簿上の住所) 記載なし

共有者 井上長次郎

住所・居所 不明  
(不動産登記簿上の住所) 記載なし

共有者 奥沢利左工門

届出期間満了日 令和7年9月12日  
令和7年7月18日 富山地方裁判所

#### (別紙) 物件目録

1 所在 富山市稻荷元町2丁目

地番 1番15

地目 墓地

地積 148平方メートル

共有者 青木善四郎持分 55分の16  
佐々木平一郎持分 55分の15  
井上長次郎持分 55分の12  
奥沢利左工門持分 55分の12

2 所在 富山市稻荷元町2丁目

地番 1番16

地目 墓地

地積 69平方メートル

共有者 青木善四郎持分 55分の16  
佐々木平一郎持分 55分の15  
井上長次郎持分 55分の12  
奥沢利左工門持分 55分の12

### 所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

#### 令和7年(チ)第15号

横浜市栄区笠間3丁目3番26号

申立人 植 信一

最後の住所 横浜市栄区笠間3丁目3番27号

所有者 亡萩原猛相続財産

(不動産登記簿上の住所) 横浜市戸塚区笠間町1316番地

(不動産登記簿上の所有者) 萩原 猛

届出期間満了日 令和7年9月24日

令和7年7月23日

横浜地方裁判所第3民事部

#### (別紙) 物件目録

所在 横浜市栄区笠間三丁目1316番地4

家屋番号 1316番4

種類 居宅

構造 木造スレート葺2階建

床面積 1階 81.14平方メートル

2階 51.34平方メートル

## 会社その他の公告

## 新設分割公告

当社は、新設分割により新設する中日メディアプリンツ株式会社（住所愛知県名古屋市北区辻町二丁目一番三号）に対して当社の新聞印刷事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年六月十三日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 中日新聞（朝刊）

掲載の日付 令和七年六月十九日

掲載頁 六頁

令和七年八月六日

愛知県名古屋市北区金城四丁目三番一九号

中日高速オフセット印刷株式会社

代表取締役 加藤 恵三

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月九日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

札幌市厚別区厚別中央一条二丁目五一一四

合同会社エアテック

代表社員 張 波

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

埼玉県狭山市大字南入曽二七九番地の五

合同会社泉仮設工業

代表社員 泉山 知恵

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

東京都渋谷区神泉町二〇番二一号クロスシーカー渋谷神泉ビル KURIGO 合同会社

代表社員 江口 卓磨

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

東京都品川区西五反田二丁目一四番一三号

二階 合同会社ヴィーナス

代表社員 鈴木 健治

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

東京都新宿区新宿五丁目一八番二〇号ルツクハイツ新宿八〇三号

代表社員 前田 篤志

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

プラックバイン合同会社

代表社員 大藪 雅史

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

合同会社ブッシュー

代表社員 上村 豊

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

兵庫県明石市大久保町西島三五九番地

合資会社魚住製菓

代表社員 兼田 和美

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社M・Y・WOODとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

神戸市長田区薺藻島町三丁目七〇番二号

合同会社M・Y・WOOD

代表社員 芳川 悅子

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

兵庫県尼崎市南武庫之荘九丁目一八番二一号

合同会社リガーレ

代表社員 上村 豊

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

兵庫県尼崎市南武庫之荘九丁目一八番二一号

合同会社アドビジネスセンターエステート

代表理事 田中 尚人

## 組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

協同組合アドビジネスセンター

代表理事 田中 尚人

## 組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

島根県安来市安来町八五六番地

農事組合法人安来組合

理事 今田 茂治

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社A L I V I O 合同会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

A L I V I O 合同会社

代表社員 田中 雄治

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

西松土地開発合資会社

代表社員 西松 政雄

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

兵庫県尼崎市南武庫之荘九丁目一八番二一号

合同会社アドビジネスセンターエステート

代表理事 田中 尚人

## 組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

合同会社大和屋

代表社員 矢部 伸治

## 組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

西松土地開発合資会社

代表社員 西松 政雄

令和七年八月六日

東京都中央区銀座二丁目二番一一号銀座

大竹ビジデンス二F

A L I V I O 合同会社

代表社員 田中 雄治

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

ALIVI 合同会社

代表社員 田中 雄治

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

ALIVI 合同会社

代表社員 田中 雄治

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

ALIVI 合同会社

代表社員 田中 雄治

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

ALIVI 合同会社

代表社員 田中 雄治

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

ALIVI 合同会社

代表社員 田中 雄治

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

福岡市博多区博多駅前二丁目一九番一七号

トーカン博多第五ビル三一二号室

m o t w a t 合同会社

代表社員 森藤 貴之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五千万円減少し二百

万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年七月十五日に終了

しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から令和七年九月八日までにお申し出下

さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年三月三十一日

掲載頁 六十六頁 (号外第七十二号)

北海道恵庭市戸磯五七三番地一九

ヨニマイクロンジャパン株式会社

代表取締役 李 長明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し九百万円と

することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月六日

兵庫県明石市大久保町森田一五五番地の一九

株式会社真英住建

代表取締役 横原 大崇

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六六〇〇万円、資本

準備金の額を一億三五〇〇万円、利益準備金の額

を六〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

長野県佐久市小宮山三二〇番地五一

相続財産清算人 高村みよ江

掲載頁 四十七頁 (号外第一〇一号)

掲載の日付 令和七年五月七日

北海道虻田郡二セコ町字元町四三六番地二

株式会社ルビシア販売

代表取締役 水口 博喜

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十一日付で株券を発行

する旨の定款の定めを廃止する事に致しましたの

で公告します。尚、同日に当社の株券は無効とな

ります。

令和七年八月六日

東京都千代田区神田佐久間町二丁目二四番地

株式会社ビーケオリティ

代表取締役 吉川 明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月一日付で株券を発行する

旨の定款の定めを廃止する事にいたしましたの

で公告します。

令和七年八月六日

愛知県名古屋市港区入船二丁目四番六号

株式会社空見コンテナセンター

代表取締役 池原 修

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少する」と

にいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年八月六日

滋賀県長浜市加納町三九四番地

株式会社明豊建設

代表取締役 山田 浩之

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千百万円減少する

ことになりました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月六日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

取締役 長尾 誠

## 債権申出の公告（第一回）

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、令和七年七月一日、厚生労働大臣により解散の認可があつたものとみなされましたので、当基金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月六日

神奈川県川崎市幸区堀川町五八〇番地

ソリッドスクエア西館六階

ゼロ企業年金基金

の相続人は令和七年七月二十三日福岡家庭裁判所

大牟田支部にて限定承認をしたから、一切の相続

債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇

月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内に

お申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年八月六日

横浜市中区尾上町四丁目四七番地

リストデベロップメント株式会社

代表取締役 北見 尚之

訂正公告

令和六年四月十七日 (号外第九十七号) 掲載の

第三十三期決算公告 (株組) 中、固定資産

[8,273,792] とあるは [8,272,792] の誤りにつき

訂正します。

令和七年八月六日

横浜市中区尾上町四丁目四七番地

リストデベロップメント株式会社

代表取締役 北見 尚之

訂正公告

令和六年四月十七日 (号外第九十七号) 掲載の

第三十三期決算公告 (株組) 中、固定資産

[8,273,792] とあるは [8,272,792] の誤りにつき

訂正します。

令和七年八月六日

横浜市中区尾上町四丁目四七番地

リストデベロップメント株式会社

代表取締役 北見 尚之

訂正公告

令和六年四月十七日 (号外第九十七号) 掲載の

第三十三期決算公告 (株組) 中、固定資産

[8,273,792] とあるは [8,272,792] の誤りにつき

訂正します。

令和七年八月六日

横浜市中区尾上町四丁目四七番地

リストデベロップメント株式会社

代表取締役 北見 尚之

訂正公告

令和六年四月十七日 (号外第九十七号) 掲載の

第三十三期決算公告 (株組) 中、固定資産

[8,273,792] とあるは [8,272,792] の誤りにつき

訂正します。

令和七年八月六日

横浜市中区尾上町四丁目四七番地

リストデベロップメント株式会社

代表取締役 北見 尚之

訂正公告

令和六年四月十七日 (号外第九十七号) 掲載の

第三十三期決算公告 (株組) 中、固定資産

[8,273,792] とあるは [8,272,792] の誤りにつき

訂正します。

令和七年八月六日

横浜市中区尾上町四丁目四七番地

リストデベロップメント株式会社

代表取締役 北見 尚之

訂正公告

令和六年四月十七日 (号外第九十七号) 掲載の

第三十三期決算公告 (株組) 中、固定資産

[8,273,792] とあるは [8,272,792] の誤りにつき

訂正します。

令和七年八月六日

横浜市中区尾上町四丁目四七番地

リストデベロップメント株式会社

代表取締役 北見 尚之